

特定農林水産物等審査要領

制 定 平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知
改 正 令和4年10月31日付け4輸国第3341号輸出・国際局長通知
最終改正 令和8年1月27日付け7輸国第3802号輸出・国際局長通知

この要領は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による登録の申請（以下「申請」という。）の審査、第15条の規定による生産者団体を追加する変更の登録の申請、第16条の規定による特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請及び第16条の2の規定による明細書の変更の承認の申請（以下「変更申請」という。）の審査、第28条の規定による指定及び第31条の規定による指定の変更の審査その他の手続を行うに当たって準拠すべき方法を定め、適正かつ円滑な審査等に資することを目的とする。

第1章 申請の審査等

第1 審査方法等

1 審査担当部局

- (1) 審査は、農林水産省輸出・国際局知的財産課にて行う。
- (2) 審査担当者が申請について利害関係を有するときは、当該審査担当者に当該申請に係る審査を担当させてはならない。

2 審査の順序

審査は、原則として申請の受付順に行う。

3 書面の用語

法に係る手続において農林水産省に提出される申請書、明細書、生産行程管理業務規程、意見書等の書類の用語は、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名並びに農林水産物等の名称を除き、原則として日本語とする。

申請書の添付書類（明細書及び生産行程管理業務規程を除く。）については、和訳が添付されているものに限り、書面の用語は外国語も可とする。

第2 申請の受付

- (1) 申請者から申請があった場合は、提出された書類（申請書並びに明細書及び生産行程管理業務規程等の添付書類。以下「申請書類」という。）に不備又は不足等がないか、別添1「受付時の確認事項」により審査を行う。申請書類に不備又は不足等が確認されたときは、申請者に対し申請書類の修正等の対応を求める。
- (2) 申請書類に不備又は不足等がない場合は当該申請を受け付ける。
- (3) 申請を受け付けた日をもって、申請日とする。

第3 法第7条第4項の規定に基づく公示（申請の事実の公示）

(1) 申請の受付を行ったときは、速やかに①から④までの事項を農林水産省のウェブサイトで公示する。

① 申請番号及び申請の年月日

② 生産者団体の名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

③ 申請農林水産物等の区分

④ 申請農林水産物等の名称

(2) (1) の公示後、第5の申請の却下、第6の申請の取下げ若しくは第7の1の申請の公示がなされた場合、又は(1)の申請が第7の2(2)の意見書とみなされる場合は、当該公示を中断する。

第4 申請の審査及び補正等

(1) 申請の審査

審査担当者は、申請の受付後、その内容が法、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成27年政令第227号。以下「令」という。）及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号。以下「規則」という。）に従って行われているか否かについて、次のアからエまでに定める審査を行う。

ア 生産者団体としての適格性の審査

(ア) 生産者団体の定義

申請者が法第2条第5項及び規則第1条の2に規定する生産者団体の定義を満たしているか否かについて、別添2「団体審査基準」に従い審査を行う。

(イ) 欠格条項

申請者が法第13条第1項第1号に該当するか否かについて、申請者から申請時に提出された別記様式3の内容を確認することにより行う。

イ 名称の審査

申請農林水産物等の名称が法第13条第1項第4号に該当するか否か、同条第2項各号に該当するか否かについて、別添3「名称審査基準」に従い審査を行う。

ウ 法第13条第1項第3号の該当性の審査

申請農林水産物等が法第13条第1項第3号に該当するか否かについて、別添4「農林水産物等審査基準」に従い審査を行う。

エ 生産行程管理業務の明細書との適合性の審査

申請者の生産行程管理業務が法第13条第1項第2号に該当するか否かについて、別添5「生産行程管理業務審査基準」に従い審査を行う。

(2) 法第7条の2第1項の規定に基づく補正

ア 審査の結果、①誤字脱字、連絡先の記載内容が不十分、書類の不足等の「形式上の不備」が確認された場合、②特性、生産の方法、生産実績等の「重要なものの記載内容が不十分であるか否か、申請者が法第2条第5項及び規則第1条の2に規定する生産者団体の定義を満たすか否か、又は、申請内容が法第13条第1項第2号から第4号までに掲げる登録の拒否要件に該当するか否かが

判断できない場合には、申請者に対し、補正指示通知書（別記様式5）により申請書類の補正を求める。なお、申請農林水産物等の名称又はその区分の追加変更を行う必要があると審査担当者が認めた場合にあっては、第5の申請の却下の記載に従い却下することとする。

イ アの申請の補正に要する期間は、補正指示通知書（別記様式5）の日付の翌日から起算して、原則30日以内とする。ただし、アの②の場合であって、生産業者間の調整等に時間を要する場合は、当該事情を考慮した期間を設定するものとする。

ウ 内容の実質的な変更を要しない軽微な不備については、アの補正によらず申請者に確認の上、審査担当者の職権により補正をすることができる。審査担当者の職権による補正は、申請書類に直接赤字見え消しで補正内容を記載し、補正箇所に隣接して補正年月日、補正を行った審査担当者の役職、氏名、職権補正により修正した旨を赤字で記載することより行う。

エ アの補正の指示を受けて申請者から提出のあった補正書（規則別記様式第1号の2）の内容を確認した結果、補正の内容が不十分と判断される場合は、審査担当者は申請者に対して再度補正を指示する。

（3）自主補正

審査担当者は、申請者が（2）の補正指示を受けることなく自主的に申請内容を補正（申請農林水産物等の名称又はその区分の追加変更を行う場合を除く。）したときは、その補正内容について審査を行う。

（4）現地調査の実施

ア 審査担当者は、審査に当たって必要があると認める場合は、その時期について申請者と調整の上、現地調査を行う。

イ 審査担当者は、現地調査を行う場合は申請者に対し別記様式6により通知する。

ウ 現地調査は、申請農林水産物等の特性、生産方法、生産行程管理業務の実施体制の確認その他審査に必要な事項についての聞き取りその他の必要な調査を行う。

エ 現地調査において、審査担当者は審査の公平性が疑われるような言動をとてはならない。

第5 申請の却下

（1）第4の（2）による補正指示に対し、指定した期間内に申請者から補正書（規則別記様式第1号の2）が提出されなかったときは、申請を却下する。ただし、特性の有無についての根拠資料の作成のために行う理化学分析や市場・文献調査等に時間を要する等、やむを得ない事情により指定した期間内に補正書を提出することが困難な場合は、この限りではない。

（2）申請を却下するときは、申請者に対し別記様式7により通知する。

第6 申請の取下げ

申請者から別記様式8による申請の取下げがあったときは、申請者（共同申請の場合にあっては、全ての申請者。）に対し、別記様式9により取下手続を完了した旨を通知する。

第7 法第8条の規定に基づく申請の公示等

1 申請の公示

- (1) 申請書類に補正すべき事項が無く（法第7条の2に基づく補正が行われた申請を含む。）、申請の却下又は申請の取下げが無い場合は、登録の申請を受理し、遅滞なく申請の公示等を行う。
- (2) 申請の公示は、①から⑯までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより行う。
- ① 申請の番号及び申請の年月日
 - ② 生産者団体の名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名
 - ③ 申請者のウェブサイトのアドレス（申請書に記載がある場合に限る。）
 - ④ 申請農林水産物等の区分
 - ⑤ 申請農林水産物等の名称
 - ⑥ 申請農林水産物等の生産地
 - ⑦ 申請農林水産物等の特性
 - ⑧ 申請農林水産物等の生産の方法
 - ⑨ 申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
 - ⑩ 申請農林水産物等の特性が確立したものであることの理由
 - ⑪ 法第13条第1項第4号ロの該当の有無
 - ⑫ 法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の終了日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）
 - ⑬ 申請農林水産物等の写真
 - ⑭ 公示の年月日
 - ⑮ 法第8条第2項の規定による申請書、明細書及び生産行程管理業務規程の縦覧期間
 - ⑯ 法第9条第1項の規定による意見書提出期間
- (3) 当該公示に係る申請の申請書、明細書及び生産行程管理業務規程については、申請の公示の日から起算して3か月間、農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供するとともに、農林水産省ウェブサイト上でその内容を公表する。
- (4) 申請書、明細書及び生産行程管理業務規程の公表に当たっては、個人情報の保護に配慮する。

2 意見書の提出

- (1) 公示中に法第9条第1項の規定に基づく意見書が提出された場合は、次のとおり手続を行う。
- ア 当該公示の日から起算して3か月以内に提出されたか否か、当該意見書が規則別記様式第2号により作成されているか否か、書面の用語が日本語であるか否かについて、確認を行う。なお、郵送の場合は、農林水産省に到着した日をもって提出日とする。
- イ 提出された意見書が公示の日から起算して3か月以内に提出されたものでない場合又は規則別記様式第2号により作成されていない場合又は日本語以外の言語で作成されている場合には、当該意見書の提出を法第9条第1項の規定による意見書の提出として取り扱わない。
- ウ 法第9条第1項の規定による意見書の提出として取り扱うこととなった場合は、申請者に対し、別記様式10により当該意見書及び意見書の添付書類の写しを送付する。当該意見書の提出者が申請者である場合には送付しない。意見書の写しを送付する際には、個人情報の保護に配慮する。
- (2) 申請のあった農林水産物等の全部又は一部が、既に法第8条の規定により公示されている申請農林水産物等の全部又は一部に該当し、かつ、当該公示の日から3か月以内に申請されたものである場合は、当該申請を、法第10条の規定により、法第9条第1項の規定に基づく意見書の提出とみなす。
- この場合、当該申請の申請者に対し、別記様式11によりその旨を通知するとともに、当該公示に係る申請の申請者に対し、別記様式12により意見書の提出とみなされた申請書等の写しを送付する。

第8 公示の中断、再公示等

1 公示の中断

第7の公示をした後に別記様式8による申請の取下げがあった場合、又は申請の却下がなされるべき事由が明らかになった場合は、当該公示を中断し、別記様式9により取下手続を完了した旨を、又は別記様式7により申請の却下を行った旨を申請者に通知する。

2 規則第11条の規定に基づく申請の再公示等

- (1) 第7の公示をした後に、補正により、申請農林水産物等の区分、名称、生産地及び特性等、法第7条第1項第2号から第7号までに掲げる事項、明細書又は生産行程管理業務規程の内容について公示前の内容から実質的な変更があった場合は、第7に準拠して申請の再公示等を行う。
- (2) 申請の再公示は、再公示をする旨及び第7の1（2）の①から⑯までの事項を農林水産省のウェブサイトで公表することにより行う。ただし、④から⑯までの事項にあっては、変更にかかる事項のみ公示する。
- (3) 当該再公示に係る申請の申請書、明細書及び生産行程管理業務規程については、申請の再公示の日から起算して3か月間、農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供するとともに、農林水産省ウェブサイト上でその内容を公表する。

第9 学識経験者からの意見聴取

- (1) 審査担当者は、第7の公示の日（第8の再公示を行った場合はその日）から法第9条第1項に定める3か月間の意見書提出期間の満了後、法第11条第1項の規定により、法第13条第1項第2号から第4号までに掲げる拒否要件に該当するか否かについて、学識経験者からの意見聴取を行う。
- (2) 意見聴取は、輸出・国際局長が別に定める特定農林水産物等の登録又は指定に係る学識経験者からの意見聴取要領（平成27年12月4日付け27食産第3835号食料産業局長通知。以下単に「意見聴取要領」という。）により行う。

第10 登録又は登録の拒否

1 審査結果の取りまとめ

審査担当者は、第9の学識経験者からの意見聴取を踏まえ、必要に応じて補正指示等を行った後、速やかに審査の結果を取りまとめ、登録又は登録の拒否の検討を行う。

2 登録

審査の結果、法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる登録拒否事由に該当しない場合は、特定農林水産物等として登録する。登録に当たっては、①から⑫までの事項を特定農林水産物等登録簿（規則別記様式第3号）に記載するとともに、農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

- ① 登録番号及び登録の年月日
- ② 申請の番号及び受付年月日
- ③ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の生産地
- ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の特性
- ⑦ 登録に係る特定農林水産物等の生産の方法
- ⑧ 登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
- ⑨ 登録に係る特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由
- ⑩ 法第13条第1項第4号ロの該当の有無
- ⑪ 法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の終了日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）
- ⑫ 登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

3 登録の公示

2による登録をしたときは、申請者に対し、申請農林水産物等が特定農林水産物等として登録された旨を別記様式13により通知をするとともに、2の①から⑫まで

の事項、登録生産者団体のウェブサイトのアドレス（申請書類に記載がある場合に限る。）、登録に係る特定農林水産物等の写真並びに明細書及び生産行程管理業務規程を農林水産省のウェブサイトに公表することにより公示する。

4 登録証の交付

2による登録をしたときは、登録生産者団体に対し、特定農林水産物等登録証（規則別記様式第4号）を交付する。

5 登録免許税の納付

登録生産者団体に対し、登録の日から1か月を経過する日までに登録免許税の納付を求め、別記様式14により領収証書の原本を提出させる。

6 登録の拒否

（1）審査の結果、法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる登録拒否事由に該当する場合は、申請者に対し、別記様式15により登録を拒否する旨の通知を行う。

（2）登録を拒否したときは、①から⑥までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表する。

① 申請の番号及び受付年月日

② 申請者の名称及び住所並びに申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名

③ 申請農林水産物等の区分

④ 申請農林水産物等の名称

⑤ 登録を拒否する旨

⑥ 登録の拒否理由

第2章 変更申請の審査等

第1 生産者団体の追加（法第15条第1項）

1 変更申請の受付

第1章第2に準拠して受付を行う。なお、変更申請の事実の公示は要しない。

2 変更申請の審査等

審査担当者は、変更申請（規則別記様式第5号）の受付後、審査、補正（補正書の様式は規則別記様式第5号の2を用いて作成すること。）、却下、取下げについて、第1章第4から第6までに準拠して審査等を行う。

審査は、主に申請者が法第2条第5項及び規則第1条の2に規定する生産者団体の定義を満たしているか否かについて、別添2「団体審査基準」に従い行う。また、明細書の記載内容が登録事項の内容と異なる場合は、明細書の記載内容が登録事項（法第7条第1項第2号から第8号までに定める事項）に反しない範囲で行われているか否かについて審査を行う。

3 変更申請の公示

（1）変更申請の公示は、第1章第7の1に準拠して行う。

（2）公示は、①から⑩までの事項を農林水産省ウェブサイトに公表することにより行う。

① 変更申請の番号及び変更申請の年月日

- ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（又は管理人）の氏名
 - ③ 変更申請者のウェブサイトのアドレス（申請書類に記載がある場合に限る。）
 - ④ 登録番号及び登録の年月日
 - ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の区分
 - ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の名称
 - ⑦ 登録に係る特定農林水産物等の写真
 - ⑧ 公示の年月日
 - ⑨ 法第8条第2項の規定による変更申請書、明細書及び生産行程管理業務規程の縦覧期間
 - ⑩ 法第9条第1項の規定による意見書提出期間
- （3）当該公示に係る変更申請の申請書、明細書及び生産行程管理業務規程については、公示の日から起算して3か月間、農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供するとともに、農林水産省ウェブサイト上でその内容を公表する。

4 意見書の提出

公示中に法第9条第1項の規定に基づく意見書（規則別記様式第6号）が提出された場合は、第1章第7の2（1）に準拠して手続を行う。

5 学識経験者からの意見聴取

3の変更申請の公示の日から3か月間の意見書提出期間の満了後、第1章第9に準拠して法第13条第1項第2号及び第4号（イを除く。）に掲げる登録の拒否要件に該当するか否かについて学識経験者からの意見聴取を行う。

6 変更の登録

- （1）審査の結果、法第13条第1項第1号、第2号及び第4号（イを除く。）に掲げる登録拒否要件に該当しない場合は、変更の登録をする。変更の登録は、変更申請の対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿に、追加される生産者団体の名称及び住所並びに当該生産者団体の代表者（又は管理人）の氏名を記載するとともに、当該特定農林水産物等登録簿の備考欄に変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。

- （2）変更の登録をしたときは、申請者に対し、変更の登録をする旨を別記様式13により通知するとともに、①から⑥までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより公示する。

- ① 変更の登録の年月日
- ② 登録番号及び登録の年月日
- ③ 追加した生産者団体の名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名
- ④ 追加した生産者団体のウェブサイトのアドレス（申請書類に記載がある場合に限る。）
- ⑤ 明細書
- ⑥ 生産行程管理業務規程

- （3）変更の登録の日から1か月以内に登録免許税が納付され、別記様式第14により領収証書の原本が提出されたときは、登録生産者団体に対し、特定農林水産物等

登録証（規則別記様式第4号）を交付する。

7 変更の登録の拒否

- (1) 審査の結果、法第13条第1項第1号、第2号及び第4号（イを除く。）に掲げる登録拒否要件に該当する場合は、申請者に対し、別記様式15により変更の登録を拒否する旨の通知を行う。
- (2) 変更の申請の登録を拒否したときは、①から⑦までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表する。
- ① 変更申請の番号及び変更申請の年月日
 - ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（又は管理人）の氏名
 - ③ 登録番号及び登録の年月日
 - ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
 - ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
 - ⑥ 変更の登録を拒否する旨
 - ⑦ 変更の登録の拒否理由

第2 登録事項の変更（法第16条第1項）

1 変更申請の受付

第1章第2に準拠して受付を行う。

2 変更申請の事実の公示（登録に係る特定農林水産物等の名称を変更する申請の場合に限る。）

第1章第3に準拠して、①から④までの事項を農林水産省のウェブサイトで公示する。

- ① 申請番号及び申請の年月日
- ② 登録番号及び登録の年月日
- ③ 生産者団体の名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名
- ④ 変更に係る事項

3 変更申請の審査等

審査担当者は、変更申請（規則別記様式第7号）の受付後、申請書類の審査、補正（補正書は規則別記様式第7号の2を用いて作成すること。）、却下及び取下げについて、第1章第4から第6までに準拠して審査等を行う。

審査は、登録事項の変更内容が法、令及び規則に従って行われているか否かについて、別添の各審査基準に従い行う。

4 変更申請の公示（規則第18条第2項に掲げる軽微なものに該当しない場合に限る。）

(1) 変更申請の公示は、第1章第7の1に準拠して行う。

(2) 公示は、①から⑯までの事項を農林水産省ウェブサイトに公表することにより行う。ただし、⑤から⑯までの事項にあっては、変更に係る事項のみ公示する。

- ① 変更申請の番号及び変更申請年月日
- ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（又は管理人）の氏名
- ③ 変更申請者のウェブサイトのアドレス（申請書類に記載がある場合に限る。）

- ④ 登録番号及び登録の年月日
 - ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の区分
 - ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の名称
 - ⑦ 申請農林水産物等の生産地
 - ⑧ 申請農林水産物等の特性
 - ⑨ 申請農林水産物等の生産の方法
 - ⑩ 申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
 - ⑪ 申請農林水産物等の特性が確立したものであることの理由
 - ⑫ 法第13条第1項第4号ロの該当の有無
 - ⑬ 法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の終了日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）
 - ⑭ 申請農林水産物等の写真
 - ⑮ 公示の年月日
 - ⑯ 法第8条第2項の規定による申請書、明細書及び生産行程管理業務規程の縦覧期間
 - ⑰ 法第9条第1項の規定による意見書提出期間
- (3) 当該公示に係る変更申請の申請書、明細書及び生産行程管理業務規程については、申請の公示の日から起算して3か月間、農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供するとともに、農林水産省ウェブサイト上でその内容を公表する。
- 5 意見書の提出（規則第18条第2項に掲げる軽微なものに該当しない場合に限る。）
公示中に法第9条第1項の規定に基づく意見書（規則別記様式第8号）が提出された場合は、第1章第7の2（1）に準拠して手続を行う。
- 6 学識経験者からの意見聴取（規則第18条第2項に掲げる軽微なものに該当しない場合に限る。）
4の変更申請の公示の日から3か月間の意見書提出期間の満了後、第1章第9に準拠して法第13条第1項第2号から第4号までに掲げる登録の拒否要件に該当するか否かについて学識経験者からの意見聴取を行う。
- 7 変更の登録
- (1) 審査の結果、法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる登録拒否要件に該当しない場合には、変更の登録を行う。変更の登録は、変更申請の対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿に記載されている変更前の内容を変更後の内容に更新するとともに、当該特定農林水産物等登録簿の備考欄に変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。
- (2) 変更の登録をしたときは、申請者に対し、変更の登録をする旨を別記様式13により通知するとともに、①から⑯までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表

し公示する。ただし、③から⑪までの事項にあっては、変更に係る事項のみ公示する。

- ① 変更の登録の年月日
- ② 登録番号及び登録の年月日
- ③ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の生産地
- ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の特性
- ⑦ 登録に係る特定農林水産物等の生産の方法
- ⑧ 登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
- ⑨ 登録に係る特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由
- ⑩ 法第13条第1項第4号ロの該当の有無
- ⑪ 法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の終了日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）
- ⑫ 登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名
- ⑬ 登録生産者団体のウェブサイトのアドレス（申請書類に記載がある場合に限る。）
- ⑭ 登録に係る特定農林水産物等の写真
- ⑮ 明細書
- ⑯ 生産行程管理業務規程

（3）登録事項の変更の登録における特定農林水産物等登録証（規則別記様式第4号）の交付は、法第7条第1項第3号に掲げる特定農林水産物等の名称の変更に該当する場合にのみ行う。登録免許税の納付は要しない。

8 変更の登録の拒否

- （1）審査の結果、法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる登録拒否要件に該当する場合は、申請者に対し、別記様式15により変更の登録を拒否する旨の通知を行う。
- （2）変更の登録を拒否したときは、①から⑦までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表する。
 - ① 変更申請の番号及び変更申請年月日
 - ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（又は管理人）の氏名
 - ③ 登録番号及び登録の年月日
 - ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
 - ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
 - ⑥ 変更の登録を拒否する旨
 - ⑦ 変更の登録の拒否理由

第3 明細書の変更の承認（法第16条の2）

- 1 審査担当者は、登録生産者団体から法第16条の2に基づく明細書の変更の承認申請（規則別記様式第8号の2）があったときは、法第16条の2第3項第1号及び第2号に該当するか否かについて、別添6「明細書変更審査基準」に従い審査を行う。
審査に当たっては、明細書の変更内容が、登録事項（法第7条第1項第2号から第8号までに定める事項）に反しない範囲で行われていることを確認する。
- 2 審査の結果、法第16条の2第3項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は明細書の変更を承認し、申請登録生産者団体に対し別記様式16によりその旨を通知するとともに、①から④までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより公示する。
 - ① 変更の承認の年月日
 - ② 変更された明細書
 - ③ 明細書の変更に係る事項
 - ④ 生産行程管理業務規程（明細書の変更に伴い変更された場合に限る。）

第4 登録生産者団体の変更の届出等（法第17条）

- 1 登録生産者団体から生産者団体の名称、住所、代表者の氏名等の変更の届出（別記様式17）があった場合は、提出書類に不備・不足等がないことを確認の上、届出の対象となる特定農林水産物等登録簿に当該届出に係る事項を記載することにより変更の登録を行う。
- 2 変更の登録をしたときは、変更の登録の年月日及び変更に係る事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより公示する。

第5 生産行程管理業務規程の変更の届出等（法第18条）

- 1 登録生産者団体から生産行程管理業務規程の変更の届出（別記様式18）があった場合は、提出書類に不足・不備がないかを確認の上、別添5「生産行程管理業務審査基準」により法第13条第1項第2号ロに該当するか否かの審査を行う。
- 2 法第13条第1項第2号ロに該当しない場合は、速やかに変更の届出のあった生産行程管理業務規程を農林水産省のウェブサイトに公表する。

第6 登録の失効（法第20条）

登録生産者団体から登録の失効の届出（別記様式21）があった場合は、法第20条第1項第1号又は第2号に該当することを確認の上、届出の対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿の記載事項から当該登録生産者団体に係る事項を消除するとともに、登録が失効した旨を農林水産省のウェブサイトに公表することにより公示する。

第7 登録の取消し（法第22条）

- 1 登録生産者団体又は登録に係る特定農林水産物等が法第22条第1項各号に掲げる

内容に該当する場合は、登録の全部又は一部を取消す。

2 1のうち、登録に係る特定農林水産物等が法第22条第1項第2号及び第3号に掲げる内容に該当する場合は、登録の取消しの公示、縦覧、意見書の提出、学識経験者への意見聴取を経た後、取消しを行う。

(1) 取消しの公示

ア 取消しの公示は、第1章第7の1に準拠して手続を行い、①から⑦までの事項を公示する。

① 登録番号及び登録の年月日

② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（又は管理人）の氏名

③ 登録生産者団体のウェブサイトのアドレス（申請書類に記載がある場合に限る。）

④ 登録に係る特定農林水産物等の区分

⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称

⑥ 取消し事項及び取消しをしようとする理由

⑦ 法第9条第1項の規定による意見書提出期間

イ 当該公示に係る明細書及び生産行程管理業務規程については、取消しの公示の日から起算して3か月間、農林水産省輸出・国際局知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトでその内容を公表する。

ウ 明細書及び生産行程管理業務規程の公表に当たっては、個人情報の保護に配慮する。

(2) 意見書の提出

公示中に法第9条第1項の規定に基づく意見書（規則別記様式第9号）が提出された場合は、第1章第7の2（1）に準拠して手続を行う。

(3) 学識経験者からの意見聴取

（1）の取消しの公示の日から3か月間の意見書提出期間の満了後、この登録の取消しが法第22条第1項第2号及び3号に該当するか否かについて、第1章第9に準拠して学識経験者からの意見聴取を行う。

3 取消しは、取消しの対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿の全部又は一部を消除することにより行う。また、登録の全部又は一部を取り消した旨を、登録生産者団体に対し別記様式23により通知するとともに、①から⑥までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより公示する。

① 登録番号及び登録の年月日

② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（又は管理人）の氏名

③ 登録生産者団体のウェブサイトのアドレス（申請書類に記載がある場合に限る。）

④ 登録に係る特定農林水産物等の区分

⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称

⑥ 取消し事項及び取消しの理由

第3章 指定及び変更の指定の審査等

第1 指定の審査及び公示

1 審査事項

指定をする場合は、次の（1）から（3）までに掲げる事項について審査を行う。

（1）名称の審査

指定をしようとする外国の特定農林水産物等が、法第29条第1項第2号イからハまでに該当するか否かについて、別添7「指定対象特定農林水産物等名称審査基準」に従い審査を行う。

（2）区分等の審査

指定をしようとする外国の特定農林水産物等が、法第2条第1項に定める農林水産物等に該当するか否か、及び法第3条第2項の規定に基づき農林水産大臣が定める農林水産物等の区分（農林水産省告示第1395号）のいずれに該当するかについて、別添8「指定対象特定農林水産物等審査基準」に従い審査を行う。

（3）指定対象特定農林水産物等としての適格性の審査

指定をしようとする外国の特定農林水産物等が、法第29条第1項第1号に該当するか否かについて、別添8「指定対象特定農林水産物等審査基準」に従い審査を行う。

2 指定前の公示

（1）事前審査

公示の手続を行う前に、1（1）の審査（法第29条第1項第2号ロに係る審査に限る）及び1（2）の審査を行う。

（2）指定前の公示

（1）の事前審査終了後、法第24条の規定による指定前の公示を行う。公示は、①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより行う。

① 指定前の公示の番号

② 指定をした場合に締約国の名称として公示されることとなる国の名称

③ 指定に係る特定農林水産物等の区分

④ 指定に係る特定農林水産物等の名称

⑤ 指定に係る特定農林水産物等の生産地

⑥ 指定に係る特定農林水産物等の特性、生産の方法その他の当該特定農林水産物等を特定するために必要な事項

⑦ 法第29条第1項第2号ロ該当の有無

⑧ 法第29条第1項第2号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）

⑨ 公示の年月日

⑩ 法第25条の規定による意見書提出期間

3 意見書の提出

(1) 指定前の公示中に法第25条の規定に基づく意見書（規則別記様式第10号）が提出された場合は、次のとおり手続を行う。

ア 当該公示の日から起算して3か月以内に提出されたか否か、日本語を用いて作成されているか否か、について確認を行う。なお、郵送の場合は、農林水産省に到着した日をもって提出日とする。

イ 提出された意見書が公示の日から起算して3か月以内に提出されたものでない場合、規則別記様式第10号により作成されていない場合又は日本語以外の言語で作成されている場合には、当該意見書は法第25条の規定による意見書として取り扱わない。

ウ 提出された意見書の内容については、必要に応じて締約国になると見込まれる相手国に照会する。

(2) 法第26条の規定により、法第25条の規定に基づく意見書の提出とみなされる登録の申請については、次のとおり手続を行う。

ア 申請のあった農林水産物等の全部又は一部が、既に法第24条の規定により公示されている指定対象特定農林水産物等の全部又は一部に該当し、かつ、同条の規定による公示の日から3ヶ月以内に申請されたものである場合には、当該申請は法第25条の規定に基づく意見書の提出とみなす。

イ 法第25条の規定による意見書の提出として取り扱うこととなった場合は、当該申請者に対し、別記様式24によりその旨を通知する。

4 指定の審査

審査は、1 (1) (法第29条第1項第2号イ及びハに係る審査に限る。) 及び1 (3)について行う。

5 指定前の再公示

(1) 2 (2) の指定前の公示があった後、法第23条第2項各号に掲げる事項に実質的な変更があった場合は、規則第23条の規定に基づき、2及び3に準拠して指定前の再公示等を行う。

(2) 指定前の再公示は、再公示をする旨及び2 (2) の①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより行う。ただし、③から⑧までの事項は、変更に係る事項のみ公示する。

6 学識経験者からの意見聴取

(1) 審査担当者は、2の指定前の公示の日（5の指定前の再公示を行なった場合はその日）から3か月間の意見書提出期間の満了後、法第27条第1項及び第2項の規定に基づき学識経験者からの意見聴取を行う。意見聴取は、意見聴取要領に従って行う。

(2) (1)の意見聴取における意見の内容については、必要に応じて締約国になると見込まれる相手国に照会する。

7 指定

(1) 審査結果の取りまとめ

審査担当者は、6の学識経験者からの意見聴取の後、速やかに審査の結果を取りまとめ、指定するか否かの検討を行う。

(2) 指定

審査の結果、法第29条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に該当しない場合には、指定を実施する。指定にあっては、①から⑧までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表して公示を行う。

- ① 指定番号及び指定の年月日
- ② 指定に係る締約国の名称
- ③ 指定に係る特定農林水産物等の区分
- ④ 指定に係る特定農林水産物等の名称
- ⑤ 指定に係る特定農林水産物等の生産地
- ⑥ 指定に係る特定農林水産物等の特性、生産の方法その他の当該特定農林水産物等を特定するために必要な事項
- ⑦ 法第29条第1項第2号口該当の有無
- ⑧ 法第29条第1項第2号口に該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）

第2 指定の変更に係る特定農林水産物等の審査

1 審査事項

第1の1に定める事項とする。

2 指定の変更の前の公示

- (1) 第1の2に準拠して、事前審査及び公示を行う。
- (2) 指定の変更の対象となる事項が規則第25条第1項に定める軽微なものに該当する場合には、指定の変更の前の公示は要さない。
- (3) 指定の変更の前の公示は、①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより行う。ただし、③から⑧までの事項は、変更に係る事項のみ公示する。
 - ① 指定番号
 - ② 指定をした場合に締約国の名称として公示されることとなる国の名称
 - ③ 指定に係る特定農林水産物等の区分
 - ④ 指定に係る特定農林水産物等の名称
 - ⑤ 指定に係る特定農林水産物等の生産地
 - ⑥ 指定に係る特定農林水産物等の特性、生産の方法その他の当該特定農林水産物等を特定するために必要な事項
 - ⑦ 法第29条第1項第2号口該当の有無
 - ⑧ 法第29条第1項第2号口に該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）

登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）

- ⑨ 公示の年月日
- ⑩ 法第25条の規定による意見書提出期間

3 意見書の提出

- (1) 2の指定の変更の前の公示中に規則別記様式第11号による意見書が提出された場合は、第1の3(1)に準拠して手続を行う。
- (2) 法第26条の規定により、法第25条の規定に基づく意見書の提出とみなされる登録の申請については、第1の3(2)に準拠して手続を行う。

4 指定の変更の審査

第1の4に準拠して審査を行う。

5 指定の変更の前の再公示

- (1) 2の指定の変更の前の公示があった後、法第23条第2項各号に掲げる事項に実質的な変更があった場合は、規則第23条の規定に基づき、第1の5に準拠して指定前の再公示等を行う。
- (2) 指定の変更の前の再公示は、2(3)の①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表することにより行う。ただし、③から⑧までの事項は、変更に係る事項のみ公示する。

6 学識経験者からの意見聴取

2の指定の変更の前の公示の日（5の指定の変更の前の再公示を行った場合はその日）から3か月間の意見書提出期間の満了後、第1の6に準拠して学識経験者からの意見聴取を行う

7 指定の変更

- (1) 審査結果の取りまとめ
第1の7に準拠して取りまとめを行う。
- (2) 指定の変更

審査の結果、法第29条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に該当しない場合には、指定の変更を実施する。指定の変更にあっては、①から⑧までの事項を農林水産省のウェブサイトに公表し公示する。ただし、③から⑧までの事項にあっては、変更に係る事項のみ公示する。

- ① 指定番号及び指定の変更の年月日
- ② 指定に係る締約国の名称
- ③ 指定に係る特定農林水産物等の区分
- ④ 指定に係る特定農林水産物等の名称
- ⑤ 指定に係る特定農林水産物等の生産地
- ⑥ 指定に係る特定農林水産物等の特性、生産の方法その他の当該特定農林水産物等を特定するために必要な事項
- ⑦ 法第29条第1項第2号ロ該当の有無
- ⑧ 法第29条第1項第2号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名

称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）

第3 指定の取消し（第32条）

- 1 指定に係る特定農林水産物等が法第32条第1項各号に掲げる内容に該当する場合は、指定の全部又は一部を取り消す。
- 2 1のうち、法第32条第1項第1号に掲げる内容に該当する場合は、指定の取消しの公示、意見書の提出、学識経験者への意見聴取を経た後、取消しを行う。

（1）取消しの公示

取消しの公示は、①から⑥までの事項を公示する。

- ① 指定の番号及び指定の年月日
- ② 指定に係る締約国の名称
- ③ 指定に係る特定農林水産物等の区分
- ④ 指定に係る特定農林水産物等の名称
- ⑤ 取消し事項及び取消しをしようとする理由
- ⑥ 法第25条の規定による意見書提出期間

（2）意見書の提出

公示中に法第25条の規定に基づく意見書（規則別記様式第12号）が提出された場合は、第1の3（1）に準拠して手続を行う。

（3）学識経験者からの意見聴取

（2）の取消しの公示の日から3か月間の意見書提出期間の満了後、この登録の取消しが法第32条第1項第1号に該当するか否かについて、第1の6に準拠して学識経験者からの意見聴取を行う。

- 3 取消しをしたときは、指定の全部又は一部を消除した旨を、農林水産省のウェブサイトに公表することにより公示する。

第4章 その他の事項

第1 審査資料等

- 1 審査担当者は、申請又は変更申請並びに指定又は指定の変更に関して、1件ごとに、申請書類、提出された意見書、学識経験者の意見の聴取に関する資料その他審査資料を保管する。
- 2 審査担当者は、申請（変更申請）及び指定（指定の変更）の審査経過を記録する。

第2 特定農林水産物等登録簿の謄写等

- 1 特定農林水産物等登録簿の謄写
別記様式25により特定農林水産物等登録簿の謄写を求められた場合には、これを認める。
- 2 登録又は指定を受けた特定農林水産物等に関する証明の請求

別記様式26により登録又は指定を受けた特定農林水産物等に関する証明を求められた場合には、別記様式27により、登録又は指定の証明を行う。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月27日から施行する。
- 2 地理的表示保護制度登録等申請マニュアル（平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 この要領の施行前に提出された明細書及び生産行程管理業務規程の様式は、改正後の特定農林水産物等審査要領（平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）別記様式1及び別記様式2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

【別添の一覧】

別添 1	受付時の確認事項	2
別添 2	団体審査基準	6
別添 3	名称審査基準	8
別添 4	農林水産物等審査基準	14
別添 5	生産行程管理業務審査基準	18
別添 6	明細書変更審査基準	23
別添 7	指定対象特定農林水産物等名称審査基準	25
別添 8	指定対象特定農林水産物等審査基準	27

別添 1

受付時の確認事項

申請者から登録申請、変更申請があったときは、提出書類（申請書及びその添付書類）の不備・不足等について、下表に従い審査する。

1 申請書

事項欄	審査事項
(ア) 全体	<ol style="list-style-type: none">農林水産物等の名称等を除き、原則として日本語で作成されていること。以下の別記様式により作成されていること。 (1) 登録申請 規則別記様式第1号 (2) 法第15条第1項の規定に基づく変更の登録申請（以下「団体追加変更申請」という。） 規則別記様式第5号 (3) 法第16条第1項の規定に基づく変更の登録申請（以下「登録事項変更申請」という。） 規則別記様式第7号 (4) 法第16条の2の規定に基づく明細書の変更の承認申請（以下「明細書変更申請」という。） 規則別記様式第8号の2
(イ) 申請書を提出する者	<ol style="list-style-type: none">代理人による申請の場合には、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所が正しく記載されていること。代理人が法人である場合には、代表者の氏名が正しく記載されていること。
(ウ) 申請者	<ol style="list-style-type: none">申請者の名称及び住所並びに代表者（管理人）の役職及び氏名が正しく記載されていること。 申請者の名称及び住所並びに代表者（管理人）の役職及び氏名の記載に当たっては、外国語を用いることができるものとする。ウェブサイトのアドレスについての記載は任意とする。「申請者の法形式」欄に、申請者の法形式がわかるよう記載されていること。 例：「〇〇法に基づく法人」（申請者が法人である場合）
(エ) 区分 (登録申請及び登録事項変更申請の場合)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第3条第2項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件（平成27年農林水産省告示第1395号）の表の上欄に掲げる区分及

	び下欄に掲げる区分に属する農林水産物等が正しく記載されていること。
(オ) 登録番号 (変更申請の場合に限る。)	変更申請の対象となる特定農林水産物等の登録番号が正しく記載されていること。
(カ) 農林水産物等の名称	登録申請及び変更申請にあっては、申請する農林水産物等の名称が明瞭に記載されており、フリガナが付されていること。
(キ) 連絡先	住所又は居所並びに宛名、担当者の氏名及び役職、電話番号が記載されていること。なお、電子メールアドレスについての記載は任意とする。
(ク) 添付書類の目録 (登録申請、団体追加変更申請及び登録事項変更申請の場合)	申請書の「添付書類の目録」の「□」欄のチェックと添付書類が一致しており、「添付書類の目録」の「□」欄にチェックが適切に入れられていること。

2 添付書類

事項欄	確認事項
(ア) 全体	1 法第7条第2項に掲げる添付書類が添付されていること。 2 添付書類は、原則として日本語で作成されていること。ただし、明細書、生産行程管理業務規程及び写真以外の添付書類にあっては、和訳が添付されているものに限り、外国語も可とする。
(イ) 明細書 (登録申請並びに団体追加変更申請及び登録事項変更申請の場合)	別記様式1により作成された明細書が添付されていること。また、作成者の住所、名称、代表者の氏名等が記載されており、区分、名称、連絡先については、1申請書(エ)、(カ)、(キ)の審査事項をそれぞれ満たしていること。
(ウ) 生産行程管理業務規程	別記様式2により作成された生産行程管理業務規程が添付されていること。また、作成者の住所、名称、代表者の氏名等が記載されており、区分、名称、連絡先については、1申請書(エ)、(カ)、(キ)の審査事項をそれぞれ満たしていること。
(エ) 委任状 (代理人により申請をする場合に限る。)	委任状が添付されていること。
(オ) 法第2条第5項に規定する生産者団体である	1 申請者が法人(法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。)の場合には、登記事項証明書が添付され

<p>ることを証明する書類 (登録申請及び団体追加変更申請の場合)</p>	<p>ていること。 2 申請者が法人（1の場合を除く。）の場合には、登記事項証明書及び定款その他の基本約款が添付されていること。 3 申請者が法人でない場合には、定款その他の基本約款が添付されていること。</p>
<p>(カ) 誓約書 (申請者が外国の団体の場合に限る。)</p>	<p>「団体が法第21条各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、農林水産大臣が当該団体に対し明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき請求をしたときは、これに応じる」ことを誓約する旨の誓約書が添付されていること。</p>
<p>(キ) 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書 (登録申請並びに団体追加変更申請及び登録事項変更申請の場合)</p>	<p>別記様式3により作成された申告書が添付されていること。</p>
<p>(ク) 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類</p>	<p>最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類が添付されていること。</p>
<p>(ケ) 法第13条第1項第2号ニに規定する生産行程管理業務の公正な実施を確保するために必要な体制が整備されていることを証明する書類</p>	<p>生産行程管理業務の実施体制に関する組織図、業務分担表又はこれに類する書類が添付されていること。</p>
<p>(コ) 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類 (登録申請及び登録事項変更申請※(法第7条第1項第2号又は第4号から第7号までに係る部分の変更を行う場合に限る。)の場合)</p>	<p>1 申請農林水産物等の生産地、特性及び生産の方法、当該特性が当該生産地に主として帰せられるものであること及び申請農林水産物等の特性が確立したものであることを証明する書類が添付されていること。 例： ・生産地の気候や風土、史実や風習等の要因からもたらされた產品の品質（糖度等）や社会的評価等の記載内容を裏付ける文献、論文、科学的データ、市場での取引価格、需要者（消費者、市場関係者等）からの評価等。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 申請農林水産物等の生産地の範囲、伝統性や周知性、名称の使用実績の記載内容を裏付ける文献、新聞、雑誌の記事等。 <p>2 申請書には、1の他に、申請農林水産物等の審査に資する書類（例えば、外国の地理的表示保護制度において保護を受けていることを証明する書類）を添付することができる。</p>
(サ) 申請農林水産物等の写真 (登録申請及び登録事項変更申請※の場合)	<p>1 申請農林水産物等を撮影した写真が添付されていること（CD-ROM等の電磁的方法で記録されたものも含む。）。</p> <p>2 申請農林水産物等の名称について、その使用実績が確認できる写真が添付されていること（CD-ROM等の電磁的方法で記録されたものも含む。）。</p>
(シ) 商標権者等の承諾を証明する書類 (登録申請及び登録事項変更申請（名称の変更を行う場合に限る。）であつて申請農林水産物等の名称が法第13条第1項第4号ロに該当する場合に限る。)	法第13条第2項各号の規定に応じて、商標権者又は専用使用権者の承諾を証明する書類が添付されていること。
(ス) 変更の必要性を記載した書類（登録事項変更申請の場合）	変更の必要性を記載した書類が添付されていること。

※規則第18条第2項に掲げる軽微なものに該当する場合を除く。

団体審査基準

申請者が、次のいずれにも該当する場合には、法第2条第5項及び規則第1条の2に規定する生産者団体の定義を満たすものとする。

1 団体の形式

- (1) 次に掲げる団体のいずれかに該当すること（括弧内の法律は団体の設立根拠法）。
- なお、団体の構成員となる生産業者は一でもよいが、生産業者自身が申請者となることはできない。
- ① 事業協同組合（中小企業等協同組合法）
 - ② 協同組合連合会（中小企業等協同組合法）
 - ③ 農業協同組合（農業協同組合法）
 - ④ 農業協同組合連合会（農業協同組合法）
 - ⑤ 森林組合（森林組合法）
 - ⑥ 森林組合連合会（森林組合法）
 - ⑦ 漁業協同組合（水産業協同組合法）
 - ⑧ 水産加工業協同組合（水産業協同組合法）
 - ⑨ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法）
 - ⑩ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）であって生産業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの
 - ⑪ 株式会社（会社法）であって生産業者を構成員とするもの
 - ⑫ 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）であって生産業者を構成員とするもの
 - ⑬ 公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）であって生産業者を構成員とするもの
 - ⑭ 法人でない団体（代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）であって生産業者を構成員とするもの
 - ⑮ ①から⑭までのほか、生産業者を構成員とする団体
 - ⑯ ①から⑮までに相当する外国の団体
- (2) (1) の審査は、申請書に添付された登記事項証明書又は定款その他の基本約款によって行うものとする。

2 加入の自由

- (1) 法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由（※1）がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めがあること。

（※1）「正当な理由」がある場合とは、例えば、次の場合をいうものとする。

- ① 当該団体の設立根拠法において、構成員の除名事由が定められている場合において、加入しようとする者が除名事由に該当する行為を現にしているか、若しく

はすることが客観的に明らかであるとき又は除名された者が、除名事由を解消することなく、除名後直ちに加入しようとするとき

- ② 加入しようとする者が当該団体の業務を不當に妨害していた場合
 - ③ 当該団体の総会の会日の相当の期間前から総会が終了するまでの間に加入しようとする場合
 - ④ 特定農林水産物等の特性を付与又は保持するために必要十分と認められる範囲内で生産者団体の加入資格に制限を設ける場合
- 一方、「正当な理由」がない場合とは、例えば、次の場合をいうものとする。
- i 不當に多額の加入手数料を支払わせる場合
 - ii 単に事業能力の有無、身分関係、性別等を考慮する場合
 - iii 団体が提供する役務等の専属利用契約を締結させる場合
 - iv 法律又は定款に定める出資義務を超える口数の出資を引き受けさせる場合
 - v 特定農林水産物等の特性を付与又は保持するために必要十分な範囲を超えて生産者団体の加入資格に制限を設ける場合（例：特性を付与又は維持するのとは無関係な特定の資格・施設設備等を有している者であることを加入資格としている場合）

（2）（1）の審査は、法人の設立根拠法又は定款その他の基本約款によって行うものとする。

3 遵守事項

- （1）申請者が外国の団体の場合には、当該団体が法第21条各号に掲げる場合に該当する場合において、農林水産大臣が当該団体に対し明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- （2）（1）の審査は、申請書に添付された誓約書によって行うものとする。

名称審査基準

第1 通則

1 申請農林水産物等の名称は、申請農林水産物等の名称として使用されてきたものであって、法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができるものであれば足り、その名称の使用実績は、別添4「農林水産物等審査基準」第2の2(2)アに定める「確立した特性」のように「概ね25年」の実績を求めるものではない。また、地名を含む名称、地名を含まない名称のいずれであってもよい。

なお、地名を含まない名称の審査に当たっては、需要者が当該名称から申請農林水産物等の生産地を認識できるものでない場合には、上記の「特定することができる名称」に該当しないこととなる旨特に留意するものとする。

2 地名を含む名称の場合、当該地名は、過去の行政区画名や旧国名等でもよく、現在の行政区画名に限られない。

また、地名が指示する地理的範囲と申請農林水産物等の生産地の地理的範囲とは、必ずしも一致している必要はない。申請農林水産物等の生産地が都道府県域、市町村域を超える場合であっても、当該申請農林水産物等の名称に、当該生産地内的一部の地域の地名を冠することができる。ただし、これらの場合であっても、申請農林水産物等の生産地等を特定することができない名称であってはならない。

第2 法第13条第1項第4号イ該当性の基準

1 申請農林水産物等の名称が、(1)又は(2)の名称に該当する場合には、法第13条第1項第4号イに該当するものとする。

(1) 普通名称

ア 普通名称とは、その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指称する名称ではなく、当該場所、地域又は国を超えて一般化しているなど、当該農林水産物等一般を指す名称（例：さつまいも、高野豆腐、カマンベールチーズ、伊勢えび等）をいう。

なお、農林水産物等の生産地の範囲に争いがある名称であっても、当該生産地に地理的限定があることが明らかな場合は、普通名称に含まれないものとする。

イ 以下の名称は、アの普通名称に該当するものとする。

(ア) 普通名称を通例用いられる漢字、仮名文字（平仮名・片仮名）又はローマ字で表示した名称（例：薩摩芋→さつまいも、サツマイモ、Satsumaimo等）

(イ) 辞典、新聞、ウェブサイト等の記載を総合的に勘案し、農林水産物等の種類一般を指称すると認められる名称

(2) 申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称

以下の場合は、申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称に該当するものとする。

ア 申請農林水産物等の名称が、動物又は植物の品種名と同一の名称であって、申請農林水産物等の生産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものである場合

なお、需要者に誤認を生じさせるか否かの判断に当たり、申請農林水産物等と同一の名称の種苗等が販売・流通している場合にあっては、以下を考慮して審査するものとする。

イ i 当該種苗等の名称が、既に地域で定着している農林水産物等の名称に由来するのか

ii 種苗会社等が開発した品種であり、当該品種名称が農林水産物等の名称として定着したのか

イ イ 申請農林水産物等の名称が、他人の商品等表示（不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示をいう。ウにおいて同じ。）として需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の名称であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものである場合

ウ 申請農林水産物等の名称が、他人の著名な商品等表示と同一又は類似の名称である場合

エ 登録を受けるために新たな名称を定め、この新規名称を申請農林水産物等の名称とする場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、需要者が、申請農林水産物等の名称から、当該申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を認識できない場合

2 既に登録を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の取扱い

申請農林水産物等の名称が既に登録を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の場合、当該申請農林水産物等の名称が、当該申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を特定できる名称であれば、登録できるものとする。

ただし、この場合においては、当該申請農林水産物等の名称の使用実績を裏付ける資料等を参考にして、慎重に判断を行わなければならない。

3 複数名称の登録

（1）以下の場合には、一つの登録において、複数の名称を登録できるものとする。

ア 同一の農林水産物等を指称する名称として需要者に認知されている名称が複数ある場合

例：あるミカンを指呼する名称として、「〇〇みかん」及び「△△みかん」の二つの名称が認知されている場合において、この二つの名称で一つの登録をする場合（「〇〇」と「△△」は異なる地名等）

例：ある牛肉を指呼する名称として、「〇〇牛」及び「〇〇ビーフ」の二つの名称が認知されている場合において、この二つの名称で一つの登録をする場合（「〇〇」は地名等）

イ 申請農林水産物等を日本国外へ輸出するために使用するローマ字又は外国語

を用いた名称

- (2) 農林水産物等の基準（生産地・特性・生産の方法）が複数あるが、複数ある農林水産物等の名称のうち一部の名称が、これらの基準に係る農林水産物等全てを指称する名称と認知されていない場合には、一つの登録において、複数の名称を登録することはできない。

例：同じ生産地で栽培される同じ品種の「〇〇いちご」のうち、糖度が高いイチゴのみが「△△いちご」と呼ばれる場合において、この二つの名称で一つの登録をしようとする場合（「△△いちご」の名称は、糖度が低いイチゴを指称する名称とは認知されていない。）

第3 法第13条第1項第4号口該当性の基準等

1 法第13条第1項第4号口該当性の基準

- (1) 法第13条第1項第4号口に規定する「登録商標」の該当性を判断するに当たっては、法第7条の登録の申請の日（当該登録に係る法第7条第1項第3号に掲げる事項について法第16条第3項の規定により準用する法第7条の変更の登録の申請があった場合にあっては、当該変更の登録の申請の日。（2）において同じ。）前の商標登録出願に係る審査中の出願商標（当該商標登録出願が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でされた場合を除く。）に留意するものとする。

(2) (1) の登録の申請の日とは、申請の受付年月日のことをいうものとする。

- (3) 商標、商品及び役務の類否の判断は、原則、商標審査基準に従うものとし、申請農林水産物等の名称の登録は、その全体を一体不可分のものとして行われることに鑑み、当該名称と当該登録商標とを総合的に考察して、両者に混同のおそれがなく類似しないと認められる以下の場合は、法第13条第1項第4号口に該当しないものとする。

ア 当該登録商標に識別力のある図形が含まれる場合や、その文字に顕著な装飾が施されている等、その商標としての識別力が申請農林水産物等の名称ではなく、当該図形・装飾等から生じていると認められる場合

イ 当該登録商標に申請農林水産物等の名称と同一又は類似の文字以外の文字が含まれており、その商標としての識別力が当該名称と同一又は類似の文字部分以外から生じていると認められる場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、申請農林水産物等の名称と登録商標とに混同のおそれがないと認められる場合

- (4) 審査担当者は、商標、商品及び役務の類否の判断に疑義があるときは、特許庁に対し、照会を行うものとする。

2 法第13条第2項各号該当性の審査

- (1) 商標権者又は専用使用権者の承諾の有無の審査は、申請書に添付された商標権者等の承諾を証明する書面によって行うものとする。

- (2) なお、審査担当者は、特許庁に対し、商標権及び専用使用権の設定状況について、

照会を行うものとする。

第4 地理的表示との「同一の表示」及び「類似等表示」について

法第3条及び第5条に規定する「類似等表示」とは、それが付された農林水産物等が法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の名称（以下第4において「登録名称」という。）の表示又は地理的表示と同一の表示と誤認混同させる表示をいう。

地理的表示と同一の表示に当たるか、「類似等表示」に当たるかどうかは、意味内容と外形からみて判断するものとする。具体的には、下記（ア）及び（イ）の例は地理的表示と同一の表示と、規則第2条に定めるもののほか、下記（ウ）から（キ）までの例は類似等表示と考えられる。

なお、地理的表示、地理的表示と同一の表示又は類似等表示と紛らわしい表示であっても、包装等において当該表示を構成する文字の一部が十分に距離を置いて表示され、一つの表示としての一体性が失われている場合や、当該表示を構成する語の一部が他の語に比して強く支配的な印象を与えている場合には、地理的表示、地理的表示と同一の表示及び類似等表示に当たらないものと考えられる。

さらに、文字の構成上は地理的表示と紛らわしい表示であっても、当該表示が付された農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特性を持ち、その特性と法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の特性が各々明確に区別され、商取引上も明確に区分されるなど識別が容易であると客観的要素から需要者等が判断可能である場合や原産地表示の一環として行われることが明らかな場合等もあることに留意が必要である。

また、本基準に記載のある「登録名称」には、指定產品の名称も含まれるものとする。

（ア）登録名称の呼称を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は通例用いられる漢字を用い相互に変換した表示

（例）

登録名称「霞が関りんご」に対し、「かすみがせきりんご」「カスミガセキリンゴ」「KASUMI GASEKI RINGO」「霞が関林檎」等の表示を用いた場合。

（イ）登録名称の前後又は間に登録產品の生産地を含む地名、等級、屋号、製法等の修飾語を付した表示

（例）

登録名称「霞が関りんご」に対し、「東京・霞が関りんご」「東京農園の霞が関りんご」「霞が関産りんご」「霞が関手摘みりんご」「霞が関りんご・秀」等の表示を用いた場合。

なお、ここでいう「生産地」には、真正な生産地以外の地名も含むものとする。

(ウ) 登録产品的生産地、生産の方法、特性等の明細書に定められた事項に適合しない修飾語を付した表示

(例)

登録名称「霞が関りんご」（紅玉、LL）に対し、「神奈川霞が関りんご」「霞が関青りんご」「霞が関小玉りんご」等の表示を用いた場合。

(エ) 全体の称呼や表示の外観から、登録名称を表したものと誤認させるおそれがある表示

(例)

登録名称「霞が関りんご」に対し、実際には存在しない地名を付した「霞が崎りんご」（称呼類似）、「霞が聞りんご」（外観類似）等の表示を用いた場合。

(オ) 普通名称に加え括弧書きで登録产品的生産地に係る地名を付した表示

(例)

登録名称「霞が関りんご」に対し、「りんご（霞が関産）」等の表示を用いた場合。

ただし、括弧内の記載について、食品表示法その他の法律に基づき、その原産地について適切な表示を行ったものと認められる場合はこの限りではない。

(カ) 登録名称の全部又は一部を別の言語に翻訳した表示又はその語の音を平仮名等に変換した表示

(例)

登録名称「霞が関りんご」に対し「霞が関あっふる」等の表示を用いた場合。

(キ) (ア)～(カ)のほか、構成全体として登録產品を表したものと誤認させるおそれがある表示（文字と図形の組合せを含む）

(例)

・ 登録名称「霞が関りんご」に対し、りんごそれ自体やその包装等に「霞が関」

と表示した場合など、農林水産物等を一要素とした全体として「霞が関りんご」を連想させるような表示をした場合。

- ・ 登録名称「北海道パイナップル」に対し、「パイナップル」の文字と、北海道を連想させる図形とを組み合わせて表示した場合。
- ・ 登録名称「難波ハム」に対し、「浪速の伝統ハム」などの表示を用いた場合。

※なお、外国産品の場合には、当該産品の製造国の国旗、その他製造国を象徴する図形なども「登録産品を容易に想起させる表示」として十分に考慮する。

農林水産物等審査基準

第1 通則

特定農林水産物等であるかどうかの判断に当たっては、申請農林水産物等が特定の場所、地域又は国を生産地とし、当該生産地ならではの気候、風土等の自然的要因又は史実、風習、製法、立地等の人的要因の中で育まれてきた結果として具現化している品質、伝統、評判等の特性を有しているかどうかという観点から判断することを旨とする。

第2 法第13条第1項第3号イ該当性の基準

申請農林水産物等が1又は2に該当する場合には、法第13条第1項第3号イに該当するものとする。

1 農林水産物等でないとき

(1) 申請農林水産物等が次のいずれかに該当する場合には、農林水産物等には該当しない。

ア 食用の農林水産物、飲食料品、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、飼料（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。）、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表、生糸のいずれにも該当しない場合

イ 酒類（酒税法第2条第1項）の場合

ウ 医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項）、医薬部外品（同条第2項）、化粧品（同条第3項）又は再生医療等製品（同条第9項）のいずれかである場合

(2) 審査担当者は、(1)のウの判断に当たっては、申請農林水産物等が薬効を謳った場合に医薬品等に該当しうる可能性がある点に留意しなければならない。

(3) なお、(1)のイ又はウの判断に疑義があるときは、審査担当者は、国税庁又は厚生労働省に対し、照会を行うものとする。

2 法第2条第2項各号に掲げる事項を満たさないとき

(1) 「特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること」

ア 生産地とは、農林水産物等に特性を付与又は保持するための行為（生産）が行われる場所、地域又は国をいい、その範囲は、一定の範囲に画定されていなければならない。

この場合、申請時の行政区画のみならず、過去の行政区画や河川、山脈等の地理的境界等を用いても定めることができる（ただし、生産地の範囲を明確に定めることができる場合に限る。）。

イ 生産地の範囲の審査に当たっては、申請農林水産物等の生産が行われている範囲、特性に結び付く自然的要因又は人的要因を有する地域の範囲、申請農林水産物等の生産業者の所在地の範囲等を総合的に考慮するものとする。

なお、申請農林水産物等の生産業者の行為が飛び地を含む複数地域や広域にまたがる場合、それぞれの地域における生産業者の行為が、当該申請農林水産物等

に特性を付与又は保持するための一連の行為又は同一の行為を構成しているものであれば、いずれの地域も一の生産地に含まれるものとする。他方、申請農林水産物等が加工品の場合については、原材料が生産された地（原料生産地）と加工品が生産された地（加工地）が異なる場合においては、申請農林水産物等に特性を付与又は保持するための行為が行われる場所を生産地として審査する。具体的には、原料生産地及び加工地のそれぞれにおいて特性が付与又は保持される場合は原料生産地及び加工地を生産地とし、加工地において特性が付与又は保持される場合は加工地を生産地とする。

（2）「品質、社会的評価その他の確立した特性が（1）の生産地に主として帰せられるものであること」

ア及びイを満たさなければ、「品質、社会的評価その他の確立した特性が（1）の生産地に主として帰せられるものであること」を満たさないものとする。

ア 特性が（1）の生産地に主として帰せられるものであること

（ア）特性が（1）の生産地に主として帰せられるものであるとは、生産地特有の自然的要因又は人的要因が特性と強く結び付いていること（地域ならではの「ものがたり」）を矛盾なく合理的に説明できることをいう。

具体的には、（1）の生産地特有の自然的要因（気候、風土、土壤、地形、緯度等）又は人的要因（史実、文化、風習、生産方法、技術、製法、品種の選択、生産実態、販売戦略、立地等）が、申請農林水産物等の特性にどのように影響をしてきたかが説明できなければならない。

例：生産地が比較的温暖な火山灰土壤となっており、この自然的条件により、他の地域と比較して高い糖度の果実が生産できる場合

例：ある地域の住職が、空海から唐伝来の製茶の教えを受けて茶の栽培を始めたのを起源とし、お茶の栽培に適した気候風土から地域に定着・発展し、お茶の一大産地として認識されている場合

例：地域の王の四十九日供養に「粉湯（中国語で汁そばの意味）」を献上したのを起源として、工夫を重ねて宮廷料理となり、明治時代には富裕層に定着し、現在は地域の特産品となっている場合

例：ある地域に伝統的に伝わる発酵の方法により発酵食品を生産すると、他の地域の同種の発酵食品と比較して、アミノ酸や有機酸等を多く含有する発酵食品が生産できる場合

例：ある地域の漁港に伝統的に伝わる処理の方法により魚を処理すると、他の地域の漁港において処理された同種の魚と比較して、鮮度が高いものが生産できる場合

例：地域の食文化には欠かせない調味料として需要者に認識されている場合

例：宿場町として栄えていた地域において生産され、旅人に提供されていた菓子が名物となり、地域の特産品として需要者に認識されている場合

例：醤油の原料となる塩がある地域内で行われており、また、海上輸送により大豆の入手が容易であったことから、室町時代に技術が伝来すると醤油造りが定着し、長年の歴史を誇る醤油の生産地として認識されている場合

(イ) 生産地が国とされている場合についても、国内で共通の自然的要因又は人的要因が認められるか、これらによる影響の結果として生産地と結び付いた共通の特性を有するかどうかについて審査を行うものとする。

イ 「品質、社会的評価その他の確立した特性があること」

(ア) 特性とは、申請農林水産物等の品質、伝統、評判など、生産地特有の自然的要因又は人的要因が与えてきた影響の結果として、具現化しているものをいう。その生産地を超えて広く共通する要因ではなく、当該生産地特有の要因と結び付いた特性を要するものであり、申請農林水産物等に同種の農林水産物等と比較して優れた特性がある必要はない。このため、以下のようなものも特性となると考えられる。

例：地域の郷土料理と産品の繋がりが不可分一体なものとなり、結果として、その産品自体が食文化として昇華していること

例：地域において、特定の季節を象徴する産品として定着していること

例：厳しい自然環境下で生産されることにより、不格好な形状となること

また、申請農林水産物等の特性が、等級や仕向先等に応じて異なる場合であっても、その生産地特有の要因と結び付いた特性の範囲内でなければならない。

(イ) 特性については、客観性のあるものでなければならない。特性の審査に当たっては、これらの特性を裏付ける技術的・科学的データ、論文・記事等の著作物等の資料のほか、官能評価、現地調査等の方法により、評価を行う。

特に、品質を特性とするものとして、物理的、化学的、微生物学的、官能的な要素が想定されるところ、技術的・科学的データでなくとも、例えば、特別な生産・製造工程や産品・製品の属性に起因するものであれば、このことを示す写真や資料、現地調査等から評価可能と思料される。

社会的評価を特性とするものにあっては、過去の評判及び現在の評判（過去又は現在における受賞歴、市場での取引価格、消費者や市場関係者等の需要者からの認識・評価等）を評価する。この場合において、その生産地及び当該生産地特有の要因との結び付きを含め、その名称が一定の周知性を有する（肯定的な評価を有する、地域ブランドとして確立している等）申請農林水産物等については、社会的評価があるものと推定する。

(ウ) 確立した特性があることとは、申請農林水産物等が（ア）の特性を有した状態で、概ね25年生産された実績があることをいうものとする。ただし、次に掲げる事情を勘案し、実質的に特性が確立していると認められる申請農林水産物等については、当該期間を短縮して判断することができるものとする。

① 需要者の認識、模倣品の発生状況等に照らし、申請農林水産物等が当該生産地で生産されていること等をもって、その名称が国内又は海外において周知性を有していると認められる場合

② 申請農林水産物等が、地域の祭事や郷土料理等の地域の文化との繋がりを有しているなど、当該生産地の特産品として定着していると認められる場合

(注) 概ね25年とは、特性を有した状態で行われた生産期間の合計が概ね25年あれば足りるということであり、25年間連続して生産がされたことまでは要

せず、生産が中断された期間があってもよい。なお、申請前において、生産の方法に変更がある申請農林水産物等であっても、変更後においても特性の同一性が維持されているものについては、生産は連續しているものと考えられる。

(エ) 特性は、生産の方法により付与及び保持されなければならない。このため、生産の方法は、特性の付与又は保持にとって必要十分なものである必要がある。なお、特性の付与又は保持に影響のない行為については、申請書や明細書に記載する必要はない。また、生産者団体において統一する必要もない。

ある自然的条件を備える地域において生産されることのみにより特性が付与又は保持される場合には、当該自然的条件を備えた地域で生産が行われていることを生産の方法とする。

第3 法第13条第1項第3号口該当性の基準

法第13条第1項第3号口に該当する場合である、申請農林水産物等の全部又は一部が、既に登録を受けた特定農林水産物等のいずれかに該当するときは、申請農林水産物等の生産地の全部又は一部及び当該生産地と結び付いた特性が、既に登録を受けた特定農林水産物等と重複していることをいう。

すなわち、申請農林水産物等と既に登録を受けた特定農林水産物等の生産地の全部又は一部が重複している場合であっても、特性が異なる場合には、法第13条第1項第3号口に該当しないこととなる。

生産行程管理業務審査基準

第1 法第13条第1項第2号イ該当性の基準

- 1 明細書における記載内容が、申請書における記載内容に実質的に反する場合には、法第13条第1項第2号イに該当するものとする。
申請書における記載内容に実質的に反するとは、例えば、次のような場合をいう。
 - (1) 申請書に記載した生産の方法・特性の基準に満たない生産の方法・特性の基準を明細書の記載内容とする場合（例：ミカンの糖度について、申請書では糖度10度以上と記載し、明細書では糖度9度以上と記載する場合）
 - (2) 申請書に記載した生産の方法と比較して、特性の付与又は保持にとって必要十分な範囲を超える内容を明細書の記載内容とする場合（例：生産の方法として特定の餌を与えることを定めているが、当該特定の餌は特性の付与又は保持とは無関係な場合）
 - (3) 明細書に、①から③までの事項が記載されている場合
 - ① 申請農林水産物等の販売価格等についての取決めに関する事項
 - ② 競合規格の排除等に関する事項
 - ③ ①及び②のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれのある事項
- 2 なお、明細書における記載内容が、申請書における記載内容に実質的に反しないのであれば、明細書における記載内容と申請書における記載内容が異なってもよい。
申請書における記載内容に実質的に反しないとは、例えば、次のような場合をいう。
 - (1) 申請書に記載した特性よりも厳しい特性を明細書に記載する場合（例：ミカンの糖度について、申請書では糖度10度以上と記載し、明細書では糖度12度以上と記載する場合）
 - (2) 申請書における記載内容を詳細にした内容を明細書に記載する場合

第2 法第13条第1項第2号ロ該当性の基準

生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、規則第15条各号に掲げる基準に該当しない場合には、法第13条第1項第2号ロに該当するものとする。

- 1 規則第15条第1号に掲げる基準
生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る事項に係る明細書の変更を行うことが定められていること。
- 2 規則第15条第2号及び第3号に掲げる基準
 - (1) 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合して行われるために必要な措置が講じられていることが定め

られていること。

具体的には、生産者団体は、生産業者が明細書に記載されている生産地・生産の方法に適合して生産するために必要な手順を定め、生産業者に周知するとともに、定期的にその手順の妥当性を見直す機会を設けること。

(2) 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合しないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うことが定められていること。

具体的には、生産業者が明細書の生産地・生産の方法に適合して生産していないことが判明した場合は正措置について定められていること。

3 規則第15条第4号及び第5号の基準

生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、構成員たる生産業者が行う地理的表示又は登録標章の使用が法第3条第1項又は第4条第1項の規定に従って行われるために必要な措置が講じられていること。また、構成員たる生産業者が同条第2項の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うことが定められていること。

具体的には、①及び②の事項を満たしていることとする。

- ① 生産業者に対して、明細書の生産地・生産の方法に従い生産された產品にのみ地理的表示及び登録標章が使用可能であること、登録標章は地理的表示と併せて使用する必要があること、登録標章は規則様式1から3までに定めるものを使用すること等のルールを周知すること。
- ② 生産業者が行う地理的表示又は登録標章の使用が法第3条第1項又は第4条第1項の規定に違反していることが判明した場合は正措置について定められていること。

なお、地理的表示及び登録標章の使用について生産業者が第三者に委託した場合においては、生産者団体は、当該生産業者から、委託内容及び第三者の履行状況を確認するものとし、その内容や履行状況が法第3条又は法第4条の規定遵守の観点から、不適切な場合には、当該生産業者に対して指導するものとしていること。

4 規則第15条第6号の基準

次のとおり、構成員たる生産業者による重大な違反が判明したときは、別紙により速やかに農林水産大臣に報告すること。

- ① 構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合しない場合であって、特定農林水産物等に対する需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反があったとき
- ② 構成員たる生産業者が法第3条第2項又は第4条第2項の規定に違反した場合であって、特定農林水産物等に対する需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反があったとき

具体的には、違反の期間、原因、規模等に応じて、社会的な影響が大きいことが見

込まれる場合に、速やかに報告するものとする。

5 規則第15条第7号の基準

それぞれ、次の資料（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録される資料を含む。以下同じ。）を入手し、又は作成した日から5年間保存することが定められていること。なお、各生産者団体の実情に応じ、各生産業者又は生産者団体のいずれかが保存するものとする（これらの資料について、公に閲覧することができるデータベース等の情報がある場合は、この限りでない。）。

- ① 規則第15条第7号イの資料に関し、2の手順の実施状況が確認できる資料及び見直しの機会があればその資料
- ② 規則第15条第7号ロの資料に関し、構成員たる生産業者が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合していない生産を行ったこと及び法第3条第2項又は第4条第2項の規定に違反したことを裏付ける写真、記録その他の資料
- ③ 規則第15条第7号ハの資料に関し、構成員たる生産業者が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合していない生産を行ったこと及び法第3条第2項又は第4条第2項の規定に違反したことが判明するに至った経緯を明らかにした資料並びに指導内容、是正措置について記録する資料

6 生産行程管理業務を第三者が行う場合

生産者団体が生産行程管理業務を第三者に委託する場合、又は海外の地理的表示保護制度において第三者が生産行程管理業務を行うこととなっている場合においては、第三者が行った生産行程管理業務について生産者団体が行ったものと同視できる場合であり、かつ、当該第三者が生産行程管理業務を実施する能力を有すると認められる場合には、第三者に対して生産行程管理業務の全部又は一部を行わせることができるものとする。

この場合においては、生産者団体は、生産行程管理業務規程において、第三者が生産行程管理業務を行う部分についてその旨を記載しなければならない。

第3 法第13条第1項第2号ハ該当性の基準

- 1 「経理的基礎」とは、生産者団体が生産行程管理業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、当該生産者団体の規模、構成員からの会費収入の状況、構成員たる生産業者に対して行う指導・検査等の業務の内容、事業の見通し等を総合的に考慮し、当該業務の安定性及び継続性を確保するに足りる程度の経理面での基礎をいう。
- 2 「経理的基礎」を有するか否かは、添付書類に記載された生産者団体の経理状況が生産行程管理業務規程に規定された業務を実施するのに十分か否かといった点を考慮して、判断を行うものとする。

第4 法第13条第1項第2号ニ該当性の基準

- 1 「公正な実施を確保するため必要な体制が整備されている」とは、生産行程管理業務を行うに当たって、特定の生産業者に対してのみ便宜を供与したり、当該業務に関する利害関係者の不当な介入を受けたり、生産者団体自らの利益のみを追求した結果、当該業務の公正性が損なわれるといった事態に陥ることを回避するための体制が整備されていることをいう。
- 2 「公正な実施を確保するため必要な体制が整備されている」か否かは、
 - (1) 生産行程管理業務に従事する役員等の選任・解任の方法等が定款等に定められているか否か
 - (2) 生産行程管理業務の実施について監督できる体制が構築されているか否か
 - (3) 生産行程管理業務に従事する者の人数や業務分担、設備の設置状況といった点を考慮し、判断を行うものとする。

別紙

報告書
(重大な違反の報告)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）
第15条第6号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 構成員たる生産業者による重大な違反が判明した日 年 月 日

2 構成員たる生産業者による重大な違反の内容（※）

（※）その時点で判明している事実を記載する。生産業者の氏名（事業者の場合は事業者名）、住所、違反商品の種類及び名称、違反の期間、数量、違反した商品が販売された範囲、原因等の事実が判明している場合は当該事実を記載する。

3 添付資料の目録（※）

（※）違反の事実を裏付ける写真、記録その他の資料を添付すること。

明細書変更審査基準

第1 法第16条の2第3項第1号該当性の基準

- 1 明細書の変更に係る事項が、申請登録生産者団体に係る特定農林水産物等登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている①から⑨までの内容（法第7条第1項第2号から8号に掲げる事項）に適合している場合は、法第16条の2第3項第1号に該当するものとする。
 - ① 登録に係る特定農林水産物等の区分
 - ② 登録に係る特定農林水産物等の名称
 - ③ 登録に係る特定農林水産物等の生産地
 - ④ 登録に係る特定農林水産物等の特性
 - ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の生産の方法
 - ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
 - ⑦ 登録に係る特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由
 - ⑧ 法第13条第1項第4号ロの該当の有無
 - ⑨ 法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録及び存続期間の満了の終了日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）
- 2 1の変更に係る記載内容が登録簿の記載内容と異なっていても、その内容が実質的に反していないのであれば、当該登録簿の記載事項に適合しているものとする。
具体的には、次のような場合をいう。
 - (1) 登録簿に記載した特性よりも厳しい特性を明細書に記載する場合（例えば、登録簿において糖度が10度以上と記載されているが、明細書では糖度12度以上と記載する場合）
 - (2) 登録簿における記載内容を詳細にした内容を明細書に記載する場合

第2 法第16条の2第3項第2号の該当性の基準

- 1 明細書の変更に伴い生産行程管理業務規程が変更される場合は、当該規程に定める生産行程管理業務の方法が、規則第15条第2号に掲げる基準に該当する場合は、法第16条の2第3項第2号に該当するものとする。
規則第15条第2号に掲げる基準とは、次に掲げる事項をいう。
 - (1) 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合して行われるために必要な措置が講じられていることが定められていること。

具体的には、生産者団体は、生産業者が明細書に記載されている生産地・生産の方法に適合して生産するために必要な手順を定め、生産業者に周知するとともに、定期的にその手順の妥当性を見直す機会を設けること。

指定対象特定農林水産物等名称審査基準

第1 法第29条第1項第2号イ該当性の基準

1 普通名称とは、その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指称する名称ではなく、当該場所、地域又は国を超えて一般化しているなど、農林水産物等一般を指す名称（例：さつまいも、高野豆腐、カマンベールチーズ、伊勢えび等）をいう。

なお、農林水産物等の生産地の範囲に争いがある名称であっても、当該生産地に地理的限定があることが明らかな場合は、普通名称に含まれないものとする。

2 以下の名称は、1の普通名称に該当するものとする。

- (1) 普通名称を通例用いられる漢字、仮名文字（平仮名・片仮名）又はローマ字で表示した名称（例：薩摩芋→さつまいも、サツマイモ、Satsumaimo等）
- (2) 辞典、新聞、ウェブサイト等の記載を総合的に勘案し、農林水産物等の種類一般を指称すると認められる名称

第2 法第29条第1項第2号ロ該当性の基準等

1 法第29条第1項第2号ロ該当性の基準

(1) 法第29条第1項第2号ロに規定する「登録商標」の該当性を判断するに当たっては、商標登録出願に係る審査中の出願商標（当該商標登録出願が、法第23条第1項に規定する締約国となる国から法第24条の規定による公示に係る情報の提供を受けた日（当該日以後の日とすることについて締約国となる国と別段の定めがある場合にはその定められた日）前のものである場合に限り、かつ、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でされた場合を除く。）に留意するものとする。

(2) 商標、商品及び役務の類否の判断は、原則、商標審査基準に従うものとし、指定対象特定農林水産物等の名称の指定は、その全体を一体不可分のものとして行われることに鑑み、当該名称と当該登録商標とを総合的に考察して、両者に混同のおそれがなく類似しないと認められる以下の場合は、法第29条第1項第2号ロに該当しないものとする。

ア 当該登録商標に識別力のある図形が含まれる場合や、その文字に顕著な装飾が施されている等、その商標としての識別力が指定対象特定農林水産物等の名称ではなく、当該図形・装飾等から生じていると認められる場合

イ 当該登録商標に指定対象特定農林水産物等の名称と同一又は類似の文字以外の文字が含まれており、その商標としての識別力が当該名称と同一又は類似の文字部分以外から生じていると認められる場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、指定対象特定農林水産物等の名称と登録商標とに混同のおそれがないと認められる場合

(3) 審査担当者は、商標、商品及び役務の類否の判断に疑義があるときは、特許庁に対し、照会を行うものとする。

2 法第29条第2項該当性の審査

- (1) 商標権者又は専用使用権者の承諾の有無の審査は、商標権者等の承諾を証明する書面によって行うものとする。
- (2) なお、審査担当者は、特許庁に対し、商標権又は専用使用権の設定状況について、照会を行うものとする。

第3 法第29条第1項第2号ハの該当性の基準等

以下の場合は、法第29条第1項第2号ハに該当するものとする。

- 1 指定対象特定農林水産物等の名称が締約国の同等制度により保護される名称でなくなった場合
- 2 指定対象特定農林水産物等の名称が締約国との条約その他の国際約束において保護されなかつた場合
- 3 指定対象特定農林水産物等の名称が、動物又は植物の品種名と同一の名称であつて、指定対象特定農林水産物等の生産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものである場合
なお、需要者に誤認を生じさせるか否かの判断に当たつては、指定対象特定農林水産物等の生産地以外の地域における当該品種の生産実態を考慮するものとする。
- 4 指定対象特定農林水産物等の名称が、他人の商品等表示（不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示をいう。5において同じ。）として需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の名称であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものである場合
- 5 指定対象特定農林水産物等の名称が、他人の著名な商品等表示と同一又は類似の名称である場合

第4 既に登録又は指定を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の取扱い

指定対象特定農林水産物等の名称が既に登録又は指定を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の場合、当該指定対象特定農林水産物等の名称が、法第29条第1項第2号イからハまでに該当しないのであれば、指定することができるものとする。

ただし、この場合においては、慎重に判断を行わなければならない。

第5 その他

第1から第4までの指定対象特定農林水産物等の名称の審査に当たつては、当該名称の音訳（外国語の発音の和文表示を言う。）及び漢字表記の字体の使用実態等を踏まえて慎重に判断するものとする。

指定対象特定農林水産物等審査基準

第1 農林水産物等該当性の基準

- 1 指定対象特定農林水産物等が次のいずれかに該当する場合には、農林水産物等には該当しない。
 - (1) 食用の農林水産物、飲食料品、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、飼料（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。）、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表、生糸のいずれにも該当しない場合
 - (2) 酒類（酒税法第2条第1項）の場合
 - (3) 医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項）、医薬部外品（同条第2項）、化粧品（同条第3項）又は再生医療等製品（同条第9項）のいずれかである場合
- 2 審査担当者は、1（3）の判断に当たっては、指定対象特定農林水産物等が薬効を謳った場合に医薬品等に該当しうる可能性がある点に留意しなければならない。
- 3 なお、1（2）又は（3）の判断に疑義があるときは、審査担当者は、国税庁又は厚生労働省に対し、照会を行うものとする。
- 4 審査担当者は、指定対象特定農林水産物等が法第3条第2項の規定に基づき農林水産物等の区分を定める件（農林水産省告示第1395号）のいずれの区分に該当するかについて、区分に係る締約国情報等を踏まえ、慎重に判断するものとする。

第2 法第29条第1項第1号該当性の基準

農林水産物等の区分、名称、生産地、生産の方法、特性を総合的に勘案し、指定対象特定農林水産物等が、既に登録又は指定を受けた特定農林水産物等と同一と判断できる場合には、法第29条第1項第1号に該当する。

【別記様式の一覧（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則により定める様式）】

規則別記様式第 1 号	申請書	2
規則別記様式第 1 号の 2	申請の補正書	6
規則別記様式第 2 号	意見書	8
規則別記様式第 3 号	登録簿	10
規則別記様式第 4 号	登録証	11
規則別記様式第 5 号	生産者団体を追加する変更の申請書	12
規則別記様式第 5 号の 2	生産者団体を追加する変更の申請の補正書	14
規則別記様式第 6 号	生産者団体を追加する変更に係る意見書	16
規則別記様式第 7 号	登録内容の変更の申請書	18
規則別記様式第 7 号の 2	登録内容の変更の申請の補正書	20
規則別記様式第 8 号	登録内容の変更の申請に係る意見書	22
規則別記様式第 8 号の 2	明細書の変更承認の申請書	24
規則別記様式第 9 号	登録の取消に係る意見書	26
規則別記様式第 10 号	指定に係る意見書	27
規則別記様式第 11 号	指定の変更に係る意見書	28
規則別記様式第 12 号	指定の取消に係る意見書	29

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が申請者である場合には、「□申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「□代理人」にチェックを付し、本欄を記載する。

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（3）申請者の法形式：

2 農林水産物等の区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称（注4）

名称（フリガナ）：

（注4）名称が複数ある場合には、全部記載すること。なお、日本国外への輸出を想定している場合には、輸出時に使用する名称についても併せて記載することができる。

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲（注5）：

（注5）併せて、生産地の位置関係を示す図面を添付することもできる。

5 農林水産物等の特性

（説明）

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）（注6）

（注6）「説明」欄には、特性の付与又は保持のために行われる行為及び最終製品の画定に必要な情報を記載する。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（説明）（注7）

（注7）5の品質、社会的評価等の特性が4の生産地の気候、風土等の自然的要因又は史実、風習、製法、立地等の人的要因からもたらされたことが説明できるよう、当該要因と当該特性との結び付きを記載する。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

（説明）（注8）

（注8）申請農林水産物等の発祥、生産の開始時期、祭事や郷土料理等の地域の文化とのつながり、生産地内外の需要者の特性に関する認識等、当該特性が確立したものであることの理由を記載する。

9 法第13条第1項第4号口該当の有無等

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号口に該当する（注9）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

法第13条第2項該当の有無（注10）：

法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号に該当しない

（注9）法第13条第1項第4号に該当する登録商標は全て記載すること。

（注10）該当する登録商標が複数ある場合は登録商標ごとに記載すること。

10 連絡先（文書送付先）

住所：（〒　　）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注11）：
- 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名（注11）：
- 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名（注11）：
- 10 申請農林水産物等の写真
- 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文
（注11）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記様式第一号の二（第七条の二関係）

特定農林水産物等の登録の申請の補正

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請の補正をします。

(この補正書を提出する者(注1))

申請者(1に記載) 代理人(以下に記載)

住所(フリガナ):(〒)

氏名又は名称(フリガナ):

法人の場合には代表者の氏名及び役職:

電話番号:

(注1)

イ この補正書を提出する者が申請者である場合には、「□申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 申請者」に記載する。

ロ この補正書を提出する者が代理人である場合には、「□代理人」にチェックを付し、本欄を記載する。

1 申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者(又は管理人)の氏名及び役職(注2)

住所(フリガナ):(〒)

名称(フリガナ):

代表者(又は管理人)の氏名及び役職:

(注2) 共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

2 申請番号

3 申請農林水産物等の区分

4 申請農林水産物等の名称

5 補正の通知の年月日

6 補正事項(注3)

(補正事項)

(補正の内容)

(注3)

- 1 申請書の記載事項の補正に当たっては、「補正事項」欄に補正の通知に記載された補正事項を、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載する。なお、補正事項が2以上ある場合にあっては、「6 補正事項」欄に、補正事項ごとに（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて記載する。ただし、補正事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類（明細書及び生産行程管理業務規程を含む。）の不添付又はその記載に係る補正に当たっては、「補正事項」欄に補正に係る書類名を、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載し、登録の申請の補正書に当該書類を添付する。

7 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式第二号（第八条関係）

意見書
(登録の申請の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる登録の申請

（1）登録の申請の番号及び年月日

（2）申請農林水産物等の区分

（3）申請農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の登録の申請は、

登録すべきである。

（理由）

次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

法第13条第1項第2号に該当する。

（理由）

法第13条第1項第3号に該当する。

（理由）

法第13条第1項第4号に該当する。

（理由）

その他

3 添付書類の目録（注）

（注） 意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

4 意見書の提出に当たっての確認事項

本意見書については、その写しが、法第9条第2項の規定に基づき、登録の申請をした生産者団体に送付される。当該写しにおける提出者の住所、氏名、電話番号について、

- 記載のまま送付
 - 住所を市町村（又はこれに相当する行政区画）名まで表示した上で送付（それ以外の住所、氏名、電話番号は黒塗り）
- を希望する。

別記様式第三号（第十二条関係）

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 号	登録年月日	令和 年 月 日
申請番号	第 号	申請年月日	令和 年 月 日
特定農林水産物等の区分			
特定農林水産物等の名称			
特定農林水産物等の生産地			
特定農林水産物等の特性			
特定農林水産物等の生産の方法			
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由			
特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由			
規則第5条第2項各号に掲げる事項			
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名			
備考 (注) 登録事項の変更があった場合には、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。			

特定農林水産物等登録証

- 1 登録番号
- 2 登録の年月日
- 3 特定農林水産物等の区分
- 4 特定農林水産物等の名称
- 5 登録生産者団体
住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

上記の事項は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第12条第2項の規定に基づく特定農林水産物等登録簿に記載される事項と相違しない。

年 月 日

農林水産大臣 氏名

別記様式第五号（第十七条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請
(生産者団体を追加する変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

変更申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「 変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「 代理人」にチェックを付し、本欄を記載する。

1 変更申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（3）変更申請者の法形式：

2 登録番号（注4）

（注4）生産者団体の追加を求める登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 連絡先（文書送付先）

住所：(〒)

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注5）：
- 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名（注5）：
- 9 前記3から8までの書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

（注5）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記様式第五号の二（第十七条関係）

変更の登録の申請の補正
(生産者団体を追加する変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第15条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請の補正をします。

(この補正書を提出する者(注1))

変更申請者(1に記載) 代理人(以下に記載)

住所(フリガナ) : (〒)

氏名(フリガナ) :

法人の場合には代表者の氏名及び役職:

電話番号:

(注1)

イ この補正書を提出する者が変更申請者である場合には、「 変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この補正書を提出する者が代理人である場合には、「 代理人」にチェックを付し、本欄を記載する。

1 変更申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者(又は管理人)の氏名及び役職(注2)

住所(フリガナ) : (〒)

名称(フリガナ) :

代表者(管理人)の氏名及び役職:

(注2) 共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

2 変更の登録の申請番号及び年月日

申請の年月日

申請番号

3 登録番号(注3)

(注3) 生産者団体の追加を求める登録に係る登録番号を記載すること。

4 登録に係る特定農林水産物等の名称

5 補正の通知の年月日

6 補正事項（注4）

（補正事項）

（補正の内容）

（注4）

- 1 申請書の記載事項の補正に当たっては、「補正事項」欄に補正の通知に記載された補正事項を、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載する。なお、補正事項が2以上ある場合にあっては、「6 補正事項」欄に、補正事項ごとに（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて記載する。ただし、補正事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を1通添付して補正の内容とすることができます。
- 2 書類（明細書及び生産行程管理業務規程を含む。）の不添付又はその記載に係る補正に当たっては、「補正事項」欄に補正に係る書類名を、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載し、変更の登録の申請の補正書に当該書類を添付する。

7 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式第六号（第十七条関係）

意見書
(生産者団体を追加する変更の登録の申請の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第2項において準用する法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる変更の登録の申請

（1）変更の登録の申請の番号及び年月日

（2）登録番号

（3）登録に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の変更の登録の申請は、

登録すべきである。

（理由）

次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

法第13条第1項第2号に該当する。

（理由）

法第13条第1項第4号に該当する。

（理由）

その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

4 意見書の提出に当たっての確認事項

本意見書については、その写しが、法第15条第2項において準用する法第9条第2項の規定に基づき、変更の登録の申請をした生産者団体に送付される。当該写しにおける提出者の住所、氏名、電話番号について、

記載のまま送付

- 住所を市町村（又はこれに相当する行政区画）名まで表示した上で送付（それ以外の住所、氏名、電話番号は黒塗り）
を希望する。

別記様式第七号（第十八条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請
(特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

変更申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「 変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「 代理人」にチェックを付し、本欄を記載する。

1 変更申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録生産者団体が複数ある場合は、その全部を記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

2 登録番号（注4）

（注4）変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 変更を求める事項（注5）

（注5）変更箇所が分かるように修正した特定農林水産物等登録簿を添付すること。

5 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

□ 1 明細書

□ 2 生産行程管理業務規程

□ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類

□ 4 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

□ 5 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注6）：

□ 6 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類

書類名（注6）：

□ 7 変更に係る事項が法第7条第1項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項である場合には、変更の登録の申請に係る農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等

書類名（注6）：

□ 8 変更の登録の申請に係る農林水産物等の写真

□ 9 法第13条第1項第4号口に該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類

□10 前記3から7まで及び9の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

（注6）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記様式第七号の二（第十八条関係）

変更の登録の申請の補正
(特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請)

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第16条第3項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請の補正をします。

(この補正書を提出する者(注1))

変更申請者(1に記載) 代理人(以下に記載)

住所(フリガナ) : (〒)

氏名又は名称(フリガナ) :

法人の場合には代表者の氏名及び役職:

電話番号:

(注1)

イ この補正書を提出する者が変更申請者である場合には、「 変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この補正書を提出する者が代理人である場合には、「 代理人」にチェックを付し、本欄を記載する。

1 変更申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

(2) 名称及び住所並びに代表者(又は管理人)の氏名及び役職(注2)

住所(フリガナ) : (〒)

名称(フリガナ) :

代表者(又は管理人)の氏名及び役職:

(注2) 変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録生産者団体が複数ある場合には、その全部を記載すること。

2 変更の登録の申請番号及び年月日

申請の年月日

申請番号

3 登録番号(注3)

(注3) 登録事項の変更を求める登録に係る登録番号を記載すること。

4 登録に係る特定農林水産物等の名称

5 補正の通知の年月日

6 補正事項(注4)

(補正事項)

(補正の内容)

(注4)

- 1 申請書の記載事項の補正に当たっては、「補正事項」欄に補正の通知に記載された補正事項を、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載する。なお、補正事項が2以上ある場合にあっては、「6 補正事項」欄に、補正事項ごとに（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて記載する。ただし、補正事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類（明細書及び生産行程管理業務規程を含む。）の不添付又はその記載に係る補正に当たっては、「補正事項」欄に補正に係る書類名を、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載し、変更の登録の申請の補正書に当該書類を添付する。

7 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式第八号（第十八条関係）

意見書

（特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録の申請の公示）

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第3項において準用する法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる変更の登録の申請

（1）変更の登録の申請の番号及び年月日

（2）登録番号

（3）登録に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の変更の登録の申請は、

登録すべきである。

（理由）

次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

法第13条第1項第2号に該当する。

（理由）

法第13条第1項第3号に該当する。

（理由）

法第13条第1項第4号に該当する。

（理由）

その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

4 意見書の提出に当たっての確認事項

本意見書については、その写しが、法第16条第3項において準用する法第9条第2項の規定に基づき、変更の登録の申請をした生産者団体に送付される。当該写しにおける提出者の住所、氏名、電話番号について、

- 記載のまま送付
- 住所を市町村（又はこれに相当する行政区画）名まで表示した上で送付（それ以外の住所、氏名、電話番号は黒塗り）

を希望する。

別記様式第八号の二（第十八条の二関係）

明細書の変更の承認の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条の2第2項の規定に基づき、次のとおり明細書の変更の承認の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

変更申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「□変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「□代理人」にチェックを付し、本欄を記載する。

1 変更申請者

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注2）：

（注2）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

2 登録番号（注3）

（注3）変更の承認の申請の対象となる登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 変更を求める事項（注4）

（注4）変更箇所が分かるように修正した明細書を添付すること。

5 連絡先（文書送付先）

住所：（〒 ）

宛名 :

担当者の氏名及び役職 :

電話番号 :

電子メールアドレス :

意 見 書
(登録の取消しの公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第22条第2項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる取消しをしようとする登録

（1）登録番号

（2）登録に係る特定農林水産物等の名称

（3）登録生産者団体の名称及び住所

2 意見の内容

上記1の登録は、

取り消すべきである。

（理由）

取り消すべきではない。

（理由）

その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

別記様式第十号（第二十一条関係）

意 見 書
(指定前の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる指定

（1）指定前の公示の番号及び年月日

（2）指定対象特定農林水産物等の区分

（3）指定対象特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定は、

指定すべきである。

（理由）

次の理由から指定すべきでない（複数選択も可）。

法第29条第1項第1号に該当する。

（理由）

法第29条第1項第2号に該当する。

（理由）

その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

意 見 書
(指定の変更前の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第31条第2項において準用する法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる指定の変更

(1) 指定の変更前の公示の番号及び年月日

(2) 指定番号

(3) 指定に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定は、

指定すべきである。

(理由)

次の理由から指定すべきでない（複数選択も可）。

法第29条第1項第1号に該当する。

(理由)

法第29条第1項第2号に該当する。

(理由)

その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

意見書
(指定の取消し前の公示)

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：(〒)

氏名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名及び役職）：

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第32条第2項において準用する同法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる取消しをしようとする指定

(1) 指定番号

(2) 指定に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定は、

取り消すべきである。

(理由)

取り消すべきではない。

(理由)

その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

【別記様式の一覧（特定農林水産物等審査要領により定める様式）】

別記様式1	明細書	2
別記様式2	生産行程管理業務規程	4
別記様式3	法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書	5
別記様式4	商標権者の承諾書	6
別記様式5	補正指示通知書	7
別記様式6	現地調査の実施の通知	9
別記様式7	却下の通知	10
別記様式8	申請の取下書	11
別記様式9	申請の取下手続の完了の通知	12
別記様式10	意見書の写しの送付の通知	13
別記様式11	意見書の提出とみなす旨の通知（第10条）	14
別記様式12	意見書の提出とみなされる申請書等の写しを送付する旨の通知（第10条）	15
別記様式13	登録の通知	16
別記様式14	登録に係る登録免許税納付書の提出様式	18
別記様式15	登録の拒否の通知	19
別記様式16	明細書変更の承認の通知	20
別記様式17	登録生産者団体の変更の届出書	21
別記様式18	生産行程管理業務規程の変更の届出書	22
別記様式19	生産行程管理業務の休止の届出書	23
別記様式20	生産行程管理業務の再開の届出書	24
別記様式21	登録失効の届出書	25
別記様式22	商標権者の同意撤回書	26
別記様式23	登録の取消しの通知	27
別記様式24	意見書の提出とみなす旨の通知（第26条）	28
別記様式25	謄写請求書	29
別記様式26	登録の証明請求書	30
別記様式27	登録の証明書	31

別記様式 1

明 細 書

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：

5 農林水産物等の特性

（説明）（※）

（※）申請書の記載（登録事項）と異なる場合には、その部分に下線を引いてください。

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）（※）

（※）申請書の記載（登録事項）と異なる場合には、その部分に下線を引いてください。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（説明）

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

（説明）

9 法第13条第1項第4号口該当の有無等

□ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号口に該当する（※）

（※）法第13条第1項第4号口に該当する登録商標は全て記載してください。また、該当する登録商標が複数ある場合は登録商標ごとに記載してください。

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

法第13条第2項該当の有無：

法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号□に該当しない

10 連絡先（文書送付先）

住所：（〒）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式2

生産行程管理業務規程

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：

4 明細書の変更

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

6 明細書適合性の指導

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

9 重大な違反が判明した場合の報告

10 資料の保存

11 連絡先（文書送付先）

住所：（〒）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式3

欠格条項に関する申告書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

下記の登録（※1）の申請について、申請者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第13条第1項第1号に、

- 該当します
(理由)
 法第13条第1項第1号イ
 法第13条第1項第1号ロ（1）
 法第13条第1項第1号ロ（2）
- 該当しません

記

1 申請農林水産物等の区分（※2）

2 申請農林水産物等の名称（※2）

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1及び2の事項を「1 登録番号」「2 登録に係る特定農林水産物等の区分」「3 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

別記様式4

承諾書

農林水産大臣 殿

年 月 日

承諾者
住所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記1の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記2の農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾します。

記

1 商標について

- (1) 商標権者の氏名又は名称
- (2) 登録商標
- (3) 指定商品又は指定役務
- (4) 商標登録の登録番号
- (5) 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）
- (6) 専用使用権者の氏名又は名称

2 農林水産物等について

- (1) 農林水産物等の区分
- (2) 農林水産物等の名称

別記様式5

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録（※1）の申請の補正について

下記の登録（※1）の申請について審査を行った結果、補正が必要であると認められましたので、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第7条の2第1項の規定に基づき、別紙の事項について、補正を指示します。

記

1 登録の申請の番号及び年月日（※2）

2 申請農林水産物等の区分（※2）

3 申請農林水産物等の名称（※2）

（※1）変更の登録の申請の補正の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の補正の場合は、上記1から3の事項を「1 变更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

補正を必要とする事項

下記の指示に従って、期限までに特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）様式第1号の2（※1）の補正書により補正してください。

記

- 1 別添の補正対象事項について、補正内容を記載した補正書を提出してください。
提出部数 1通 提出期限 年 月 日（※2）

- 2 補正書には、補正内容を反映した申請書、明細書、生産行程管理業務規程その他必要な書類を添付してください。

（※1）変更の登録の申請の補正の場合は、「様式第1号の2」を「様式第7号の2」とする。

（※2）提出期限は、原則、通知施行日から30日後の日を記載する。

別記様式 6

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

現地調査の実施について

貴殿の登録（※1）の申請について下記により現地調査を行いますので、御了知ください。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日（※2）
- 2 申請農林水産物等の区分（※2）
- 3 申請農林水産物等の名称（※2）
- 4 調査年月日（※2）
- 5 調査担当者（※2）
- 6 調査場所（※2）
- 7 調査事項（※2）

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1から7の事項を「1　変更の登録の申請の番号及び年月日」「2　登録番号」「3　登録に係る特定農林水産物等の区分」「4　登録に係る特定農林水産物等の名称」「5　調査年月日」「6　調査担当者」「7　調査場所」「8　調査事項」とする。

別記様式 7

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録（※1）の申請の却下について

下記の登録（※1）の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第7条の2第1項の規定に基づき指示した登録の申請の補正が指定した期間内に行われなかつたため、同条第2項の規定に基づき、却下します。

記

1 登録の申請の番号及び年月日（※2）

2 申請農林水産物等の区分（※2）

3 申請農林水産物等の名称（※2）

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1から3の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記様式8

取下書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

下記の登録（※1）の申請について、取り下げます。

記

1 登録の申請の番号及び年月日（※2）

2 申請農林水産物等の区分（※2）

3 申請農林水産物等の名称（※2）

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1から3の事項を「1 登録番号」「2 登録に係る特定農林水産物等の区分」「3 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

別記様式9

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

登録（※1）の申請の取下げについて

年 月 日付けで貴殿から申出のあった下記の登録（※1）の申請の取下げについては、
その手続を完了したのでお知らせいたします。

記

1 登録の申請の番号及び年月日（※2）

2 申請農林水産物等の区分（※2）

3 申請農林水産物等の名称（※2）

4 取下げの内容（※2）

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1から4の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」「5 取下げの内容」とする。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

意見書の写しの送付について

下記の登録（※1）の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第9条第1項の規定による意見書の提出がありましたので、同条第2項の規定に基づき、当該意見書等の写しを送付（※3）いたします。

記

1 登録の申請の番号及び年月日（※2）

2 申請農林水産物等の区分（※2）

3 申請農林水産物等の名称（※2）

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1から3の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

（※3）申請者には、意見書及び意見書の添付書類を送付する。

（※3）意見書及び意見書の添付書類の写しは、申請者の人数分送付する。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録の申請を意見書の提出とみなすことについて

下記1の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第10条第1項各号のいずれにも該当するため、同項に基づき、下記1の登録の申請を、下記2の登録の申請について同法第9条第1項の規定によりされた意見書の提出とみなします。

なお、下記1の登録の申請を内容とする再度の申請は、同法第10条第2項の規定により下記2の登録の申請について、取下げ、同法第13条第1項の規定により登録を拒否する処分又は登録があった後でなければすることができません。

記

1 意見書の提出とみなされる登録の申請

（1）登録の申請の番号及び年月日

（2）申請農林水産物等の区分

（3）申請農林水産物等の名称

2 意見書の提出の対象となる登録の申請

（1）登録の申請の番号及び年月日

（2）申請農林水産物等の区分

（3）申請農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

申請書等の写しの送付について

下記の登録の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第10条第1項の規定により意見書の提出とみなされた登録の申請がありましたので、同法第9条第2項の規定に基づき、写しを送付いたします。

記

1 登録の申請の番号及び年月日

2 申請農林水産物等の区分

3 申請農林水産物等の名称

(施行注意)

申請書等の写しは、申請者の人数分送付する。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録（※1）について

貴殿の登録（※1）の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり、登録（※1）をしましたので通知いたします。

記

- 1 登録番号（※2）
- 2 登録の年月日（※2）
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分（※2）
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称（※2）

（※1）変更の登録の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の場合は、上記1から4の事項を「1 登録番号」「2 登録に係る特定農林水産物等の区分」「3 登録に係る特定農林水産物等の名称」「4 変更の登録の年月日」「5 変更の登録に係る事項」とする。

別紙

登録免許税の納付について（※1）

貴殿の申請について登録（※2）をしましたので、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定に基づき、登録免許税9万円を納付し、登録（※2）があった日から1か月を経過する日までに領収証書の原本を速やかに提出して下さい。

（※1）変更の登録にあっては、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第15条第1項の生産者団体を追加する変更の登録の場合にのみ、本別紙を添付する。

（※2）変更の登録の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

別記様式14

登録に係る登録免許税納付書の提出

農林水産大臣 殿

年 月 日

納付者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

年 月 日付けで受けた登録について、登録免許税を納付したので、下記により、領収証書を提出します。

記

領収証書貼付欄

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録（※1）の拒否について

下記の登録（※1）の申請については、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第13条第1項第1号に該当するため、登録を拒否します。

記

1 登録の申請の番号及び年月日（※2）

2 申請農林水産物等の区分（※2）

3 申請農林水産物等の名称（※2）

4 拒否理由（※2）

（1）該当する法の条項

（2）拒否理由の説明

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1から4の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」「5 拒否理由」とする。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることできません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できません。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

明細書の変更の承認について

貴殿の明細書の変更の承認の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第16条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり、変更の承認をしましたので通知いたします。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更の承認の年月日
- 5 明細書の変更に係る事項

登録生産者団体の変更の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更前の登録生産者団体の名称等
(登録生産者団体の名称)
(登録生産者団体の住所)
(代表者（又は管理人）の氏名)
- 5 変更後の登録生産者団体の名称等
(登録生産者団体の名称)
(登録生産者団体の住所)
(代表者（又は管理人）の氏名)
- 6 変更の理由
- 7 変更の年月日

生産行程管理業務規程の変更の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更事項（※）

（※）生産行程管理業務規程のうち変更を求める事項のみを記載し、変更箇所が分かるよう修正した生産行程管理業務規程を添付すること。

生産行程管理業務の休止の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第19条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 生産行程管理業務の休止を開始する日
- 5 生産行程管理業務を休止する理由
- 6 生産行程管理業務の再開予定日

生産行程管理業務の再開の届出書

農林水産省輸出・国際局知的財産課長 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

生産行程管理業務を再開しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 生産行程管理業務の再開をする日

登録失効の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 登録失効事由及びその年月日
登録失効事由 第20条第1項第1号
 第20条第1項第2号
(説明)

登録失効の年月日

撤回書

農林水産大臣 殿

年 月 日

撤回者
住所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記1の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記2の登録に係る特定農林水産物等について、 年 月 日に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾しましたが、今般、これを撤回します。

記

1 商標について

- (1) 商標権者の氏名又は名称
- (2) 登録商標
- (3) 指定商品又は指定役務
- (4) 商標登録の登録番号
- (5) 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）
- (6) 専用使用権者の氏名又は名称

2 登録に係る特定農林水産物等について

- (1) 登録番号
- (2) 登録に係る特定農林水産物等の区分
- (3) 登録に係る特定農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

登録生産者団体 殿

農林水産大臣

登録の取消しについて

下記の登録は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第22条第1項第 号に該当するため、取消します。

記

- 1 登録の番号及び年月日
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 取消し事項等
 - (1) 取消し事項
 - (2) 取消し理由の説明

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録の申請を意見書の提出とみなすことについて

下記1の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第26条第1項各号のいずれにも該当するため、下記1の登録の申請を、下記2の指定をすることについて同法第26条の規定によりされた意見書の提出とみなします。

なお、下記1の登録の申請を内容とする再度の申請は、同法第26条第2項の規定により下記2の指定手続について、同法第29条第1項の規定により指定をしないこととされた後又は指定があった後でなければすることができません。

記

1 意見書の提出とみなされる登録の申請

（1）登録の申請の番号及び年月日

（2）申請農林水産物等の区分

（3）申請農林水産物等の名称

2 意見書の提出の対象となる指定手続

（1）指定前の公示の番号

（2）指定対象特定農林水産物等の区分

（3）指定対象特定農林水産物等の名称

特定農林水産物等登録簿等の謄写請求書

農林水産省輸出・国際局知的財産課長 殿

年 月 日

住所 (〒)

氏名又は名称

電話番号

特定農林水産物等登録簿

下記の登録に係る 明細書 の謄写を請求します (※)。
 生産行程管理業務規程

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称

(※) 謄写を希望される書類に「✓」を付してください。

特定農林水産物等の登録（※1）の証明請求書

農林水産省輸出・国際局知的財産課長 殿

年 月 日

住所（〒 ）

氏名又は名称

電話番号

下記の特定農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第6条の登録（※2）がされていることの証明を請求します。

記

- 1 登録番号（※3）
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分（※3）
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称（※3）

（※1）指定の証明の請求の場合は、「登録」を「指定」とする。

（※2）指定の証明の請求の場合は、「第6条の登録」を「第23条の指定」とする。

（※3）指定の証明の請求の場合は、上記1から3の事項を「1 指定番号」「2 指定に係る特定農林水産物等の区分」「3 指定に係る特定農林水産物等の名称」とする。

特定農林水産物等の登録（※1）の証明

下記のとおり、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第6条（※2）の登録（※1）がされていることを証明する。

記

- 1 登録番号及び登録の年月日（※3）
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分（※3）
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称（※3）
- 4 登録生産者団体（※3）
(名称)
(住所)
(代表者（又は管理人）の氏名)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

（※1）指定の証明の場合は、「登録」を「指定」とする。

（※2）指定の証明の場合は、「第6条」を「第23条第1項」とする。

（※3）指定の証明の場合は、上記1から3の事項を「1 指定番号及び指定の年月日」「2 指定に係る特定農林水産物等の区分」「3 指定に係る特定農林水産物等の名称」とし、4の事項を省略する。